

令和3年度 あさぎり町議会第4回会議会議録（第15号）						
招 集 年 月 日	令和3年12月7日					
招 集 の 場 所	あさぎり町議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和3年12月10日 午前11時00分		議 長	徳 永 正 道	
	散 会	令和3年12月10日 午後 4時33分		議 長	徳 永 正 道	
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出 席 14名 欠 席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 応 招	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	小 谷 節 雄	○	8	山 口 和 幸	○
	2	岩 本 恭 典	○	9	永 井 英 治	○
	3	難 波 文 美	○	10	皆 越 てる子	○
	4	加賀山 瑞津子	○	11	小見田 和行	○
	5	橋 本 誠	○	12	溝 口 峰 男	○
	6	小 出 高 明	○	13	森 岡 勉	○
	7	豊 永 喜 一	○	14	徳 永 正 道	○
議事録署名議員	7番 豊 永 喜 一 8番 山 口 和 幸					
出席した議会書記	事務局長 山 本 祐 二 事務局書記 丸 山 修 一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出 席 ○ 欠 席 ×	職 名	氏 名	出欠等 の 別	職 名	氏 名	出欠等 の 別
	町 長	尾 鷹 一 範	○	教 育 長	米 良 隆 夫	○
	会 計 管 理 者	土 肥 克 也	○	教 育 課 長	出 田 茂	○
	総務課長	山 内 悟	○	健康推進 課 長	大 藪 哲 夫	○
	企画政策 課 長	船 津 宏	○	農林振興 課 長	万 江 幸 一 朗	○
	財政課長	田 中 伸 明	○	商工観光 課 長	山 口 和 久	○
	税務課長	池 上 聖 吾	○	建設課長	酒 井 裕 次	○
	町民課長	深 水 昌 彦	○	上下水道 課 長	林 敬 一	○
	生活福祉 課 長	蓑 田 輝 幸	○	農業委員会 事務局長	高 田 真 之	○
	高齢福祉 課 長	木 下 尚 宏	○			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第15号）

日程第 1	議案第27号	あさぎり町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2	議案第28号	あさぎり町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3	議案第29号	町道の路線認定について
日程第 4	議案第30号	令和3年度あさぎり町一般会計補正予算（第6号）について
日程第 5	議案第31号	令和3年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第 6	議案第32号	令和3年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第 7	議案第33号	令和3年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第 8	議案第34号	令和3年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第 9	議案第35号	令和3年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第10	議案第36号	令和3年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第11	議案第37号	あさぎり町ふれあい福祉センターの指定管理者の指定について
日程第12	諮問第 1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第13	報告第15号	専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について

本日の会議に付した事件

日程第 1	議案第27号	あさぎり町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2	議案第28号	あさぎり町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3	議案第29号	町道の路線認定について
日程第 4	議案第30号	令和3年度あさぎり町一般会計補正予算（第6号）について
日程第 5	議案第31号	令和3年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第 6	議案第32号	令和3年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第 7	議案第33号	令和3年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第 8	議案第34号	令和3年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第 9	議案第35号	令和3年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第10	議案第36号	令和3年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第11	議案第37号	あさぎり町ふれあい福祉センターの指定管理者の指定について
日程第12	諮問第 1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第13	報告第15号	専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について

午前11時00分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。御着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第27号

日程第1、議案第27号、あさぎり町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） おはようございます。議案第27号、あさぎり町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。老人保健医療の後期高齢者医療への制度移行により、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい、おはようございます。それでは、議案第27号につきまして御説明いたします。3ページをお願いいたします。新旧対照表により説明いたします。第6条で、現行、左側の老人保健拠出金を、改正後（案）右側の後期高齢者支援金納付金に改正するものです。2ページをお願いいたします。附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上、説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第27号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第28号

◎議長（徳永 正道君） 日程第2、議案第28号、あさぎり町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第28号、あさぎり町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。健康保険法施行令等の一部を改正する政令により、出産育児一時金の給付額の見直しが行われたため、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、議案第28号につきまして御説明いたします。3ページをお願いいたします。新旧対照表により説明いたします。第5条で、現行左側の出産育児一時金として40万4,000円を、改正後（案）右側の40万8,000円に、現行左側のこれに1万6,000円を、改正後（案）右側の1万2,000円に改正するものです。2ページをお願いいたします。附則でございますが、この条例は令和4年1月1日から施行するものでございます。経過措置ですが、この条例の施行の日の日の前日までに出産した被保険者に係るあさぎり町国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額についてはなお従前の例による。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第28号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第29号

日程第3、議案第29号、町道の路線認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第29号、町道の路線認定について提案いたします。提案理由を申し上げます。道路の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要があるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 酒井建設課長。

●建設課長(酒井 裕次君) それでは、議案第29号について説明いたします。2ページをお願いいたします。認定する路線でございますが、路線名は鍋山山口線です。起点は、深田北字鍋山1562番19地先、終点は須恵字山口3021番1地先でありまして、延長は156メートルになります。3ページをお願いいたします。対象路線につきましては、川辺川農業利水事業で整備が予定されていました鍋山調整池の管理用道路でございます。九州農政局が管理されている道路を無償で譲渡を受けまして町道として認定するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第29号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第29号は原案のとおり、可決されました。

日程第4 議案第30号

◎議長(徳永 正道君) 日程第4、議案第30号、令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第6号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第30号令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第6号について提案いたします。令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第6号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,258万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億3,139万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 田中財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。それでは、議案第30号について御説明申し上げます。2ページの続きを読み上げます。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。第3条債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。第4条、地方債の追加及び変更は、第4表地方債補正による。6ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正です。今回8件の事業につきまして繰越しをお願いするものでございます。内容につきましては、担当課より御説明申し上げます。次の7ページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正です。36の業務について計上しておりますが、今回は主に来年度事業及び来年度以降の事業におきまして、年度当初の4月1日からの業務開始に伴い、本年度中に契約等の準備行為を行う必要がありまして、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。詳細につきましては、担当課より御説明申し上げます。まず、財政課所管分におきましては、番号2番と4番、5番でございます。まず、番号2の固定資産台帳システム保守業務は、ソフトウェアのセキュリティ対策及び安定稼働のための保守業務でございます。番号4は、旧庁舎及び旧須恵中学校に設置されております自家用電気工作物の保安管理業務、番号5は、公共施設の基本情報の管理及び分析評価を行うための公共施設マネジメントシステムの保守業務でございます。次に10ページをお願いいたします。第4表地方債補正です。追加5件、変更6件の事業におきまして、限度額の補正を計上しております。今回の追加及び変更によりまして補正後の限度額は、2億2,000万、失礼いたしました。2億2,020万円増額となるものでございます。詳細につきましては、担当課より歳入の際に御説明申し上げます。次13ページをお願いいたします。歳入となります。1枠目の目1地方交付税の増額でございますが、今回の補正の財源を普通交付税で調整するものです。次15ページをお願いいたします。3枠目の目1財政調整基金繰入金の減額でございますが、例年、重度心身障害者医療、出生祝い金、子ども医療の3事業につきまして、過疎対策事業債のソフト分を充当しておりますが、本年度当初予算におきましては、財政調整基金を充当しておりました。今回、新過疎計画の策定に伴いまして、過疎債ソフト事業分へ財源を振り替えるものでございます。次18ページをお願いいたします。歳出になります。2枠目の目4財政管理費、節3職員手当等の時間外勤務手当でございますが、財政課職員1名が年を明けまして約2か月間自治大学校での研修受講に伴いまして、その間の業務を時間外勤務で対応する必要があり、今回追加補正をお願いするものでございます。次、29ページをお願いいたします。1番下の枠になります。目1元金及び目2利子でございますが、今回国のルールによりまして、臨時財政対策債の元利均等償還分の利率が見直されております。また縁故債の利率見直し等もありまして、元金が増額、利子が減額となるものでございます。以上で、財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。それでは、総務課所管分の説明を申し上げます。6ページをお願いします。第2表繰越明許費でございます。番号4の第2庁舎建設事業につきましては、第2庁舎建設の実施設計委託料で、年度内での業務委託の完了が見込めないため繰越しとするものでございます。次に、7ページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正でございます。総務課所管分としましては、番号1と番号3になります。まず、番号1は、議会会議のライブ及び記録映像を配信するシステムの保守管理業務、番号3は、本庁舎の自家用電気工作物の維持及び運用に関する法案を常時確保するために電気保安法人に委託するものでございます。いずれも令和4年度初日から実施する必要があり、前年度中に契約等の準備行為を行うため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。次に、14ページをお願いいたします。歳入でございます。4枠目の目1総務費県補助金、節1総務管理補助金の権限移譲事務交付金は、令和3年度の交付額が決定したことにより、交付額に合わせて減額補正するものでございます。次に、15ページをお願いいたします。最下段の枠で目4、節1雑入の職員健診個人負担金につきましては、今年度の健診実績に合わせて減

額補正するものでございます。次に、16ページをお願いいたします。2枠目の目1総務債、節3の庁舎建設事業債は、歳出で説明いたします第2庁舎建設の実施設計業務委託分として、合併特例債を財源として借入れを行うものでございます。その下、節5の庁舎改修事業債は、歳出で説明いたします本庁舎外壁改修工事の変更増額見込み分として合併特例債の借入れを増額補正するものでございます。次に、歳出を説明いたします。18ページをお願いいたします。まず今回の補正では給与費の補正としまして、一般職員の人事異動、諸手当の支給要件の異動による変更など、支給実績と今後の支給見込みにより補正を行うものでございます。このことから、人件費を計上する全ての科目において所要額を補正するものであり、各科目での説明は省略させていただきます。後ほど各所管課において説明する報酬や時間外勤務手当、会計年度任用職員の給与費と合わせ、今回の補正の総額の補正後補正前の額は、31ページからの給与費明細に示すものでございます。それでは、総務課所管分を説明いたします。18ページ、2枠目の目1一般管理費、節12委託料につきましても、職員健診委託料の実績により減額補正するものでございます。次に、その下、目2文書管理費の節10需用費につきましても、文書配達員のバイクのタイヤ交換などにより修繕料を増額補正するものでございます。次に目6財産管理費の節10需用費は、庁舎執務室の照明やブラインドの修繕料を増額補正するものでございます。その下、節13使用料及び賃借料は、各種事業によるコピー使用料の増加により不足見込額を増額補正するものでございます。その下、節14工事請負費の6,470万円のうち300万円は、本庁舎改修工事のサッシ周りの加工などの変更追加見込み工事分を増額補正するものでございます。その下、節17備品購入費は、複合機購入の入札残を減額補正するものでございます。次に、19ページをお願いいたします。上の枠の2段目、目12防犯対策費節10の消耗品費は、防犯カメラ用SDカード10ヶ所分。その下、修繕料は、防犯灯の照明器具の交換、修繕料としまして、年度末までの不足見込額を増額補正するものでございます。次に、目21庁舎建設費、節12委託料は、本庁舎南側に建設計画の第2庁舎建設の実施設計委託料で、官庁施設の設計業務等積算基準により算定した委託料を増額補正するものでございます。次に、27ページをお願いいたします。最上段の枠、目1消防総務費でございますが、上球磨消防組合負担金のうちコロナ感染防止対策費分について、当初予算では国交付金155万9,000円を財源に充当することとしていましたが、そのうち79万9,000円を県交付金で充当することになり、財源更正するものでございます。説明欄につきましても、財源更正のため空白となっております。次に、給与費明細を説明申し上げます。31ページをお願いいたします。まず、特別職におきましては、健康推進課の新型コロナワクチン接種事業費の医師報酬などの減額を行っております。このことから、総額は各表の比較の欄に示しておりまた補正後補正前の額は各欄のとおりでございます。次に、一般職の給与費について説明いたします。次の32ページをお願いいたします。一般職におきましては、関連する所管課で所要額を補正するものでございます。今回の補正の総額は、各表の比較の欄に示すところであり、職員手当の内訳は下表のとおりでございます。次に、33ページをお願いいたします。会計年度任用職員におきましては、新型コロナワクチン接種の追加接種や産休代替職員などを新たに任用する職員の給与費を補正しております。次に、34ページをお願いいたします。今回の補正の増減額の明細でございますが、今回の補正は時間外手当などによるものであることから、その理由はその他の増減分に区分するものでございます。以上で総務課所管分について説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 企画政策課長。

●企画政策課長（船津 宏君） はい。それでは企画政策課所管分について御説明をいたします。6ページをご覧ください。第2表繰越明許費補正追加分です。表の2番、総務費、総務管理費の地上デジタル放送再送信装置更新事業です。備品購入費で、地デジ再送信装置の取替え分となります。難視聴世帯に光回線を使って地デジの再送信を行っている機械があるんですけども、既に一部電波の入送信出力に不具合が生じてお

りまして、送信出力が弱まっております。機器そのものが老朽化しており、機器自体の取替えが必要となったものです。今回補正計上し、納品に半年以上かかることなどから繰越明許とするものです。その下の欄で、3番、旧須恵支所屋外拡声子局移設事業です。旧須恵役場庁舎解体工事が予定されておりますが、工事着手前に、建物内にありますIP機器である屋外拡声子局を移設するものです。機器が受注生産品で納期が半年ほどかかるものであることなどから、繰越明許とするものです。7ページをお願いいたします。第3章、債務負担行為の補正で追加分です。一覧表の中の番号6、人吉球磨スマートインターチェンジ整備に係る公債費の負担金です。令和元年度に事業が完了し、完了以降の新規の借入れもなく償還額の変更の見込みが少ないことから、債務負担行為により令和16年度の償還終了まで財源の確保を行うため、債務負担行為を行うものです。その下の番号7から番号11までは、ふるさと納税に関するシステム保守業務や申込み受付業務について安定的な役務の提供を確保するため債務負担行為を行うものです。番号7の特産品発送等業務は、主に申込みを受けた特産品を発送する業務関係で、寄附額の9%相当及び消費税となります。番号8から番号10までは、ふるさと納税の各ポータルサイトの申込み受付、もしくは一括代行業務で、それぞれ寄附額の5%、9%、12%相当額及び消費税となっております。番号11は寄附金管理システムの保守業務で、限度額は44万3,000円となっております。次に、13ページをご覧ください。歳入です。1番下、中ほどの枠で、1番上の欄、目1総務費国庫補助金の節4地方創生臨時交付金です。令和3年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額が、1億8,148万7,000円となり、これまであさぎり町の国庫補助金の予算計上額が1億7,259万1,000円でありましたので、追加分を計上するものです。次に、14ページをご覧ください。1番下の枠の1番上の欄になりますが、目1総務費県補助金の節1総務管理費補助金の右の説明欄の下に行になりますが、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金です。当初及びこれまでの補正予算で、それぞれ所管課から計上している熊本県の総合交付金に対応する四つの事業分を計上をしております。15ページをご覧ください。1番上の枠で目1総務費県委託金の節1統計調査費委託金です。工業統計調査が経済構造実態調査へ包含され、中止、調査自体が中止となったことと、説明欄の下の部分、経済センサス調査区の交付金額の確定による減額となります。次に、18ページをお願いいたします。歳出です。人件費につきましては、総務課からの一括の説明がありましたので省略させていただきます。18ページ上から2番目の枠の1番下の欄、目7企画振興費の節18負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通運行継続支援負担金です。球磨人吉の10市町村で500万円をくま川鉄道へ事業者支援するもので、あさぎり町の負担分となります。負担割合につきましては、経営安定化補助金の割合となっております。19ページをお願いいたします。1番上の目8電子計算費につきましては、節12委託料は、電算システムの改修委託料で、節13使用料及び賃借料は、ソフトウェアと電算機器の使用料を計上をしております。その二つ下の欄で目15地域情報通信基盤整備推進事業費ですが、最初に債務負担行為追加分で説明をいたしました旧須恵庁舎の屋外拡声子局移設についてが、節14の工事請負費となります。その下の節17備品購入費が、地上デジタル再放送再送信装置の取替え分となります。内容につきましては先ほど御説明をしたとおりであります。その二つ下で、目22生活応援給付金給付事業費の財源更正となります。生活応援券事業の一部に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものです。20ページをお願いいたします。中ほどの枠で目3工業統計調査費の節8旅費から節13使用料及び賃借料までは、工業統計調査が中止になったことによる減額です。その下の欄、目4経済センサス調査区設定費は、交付金額の確定による財源更正となります。以上で、企画政策課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 深水町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい。続きまして町民課所管分について説明いたします。8ページをお願いいたします。債務負担行為になります。番号17一般廃棄物収集業務につきましては、町内の285ヶ所から一般

家庭からの可燃不燃ごみの収集運搬を収集運搬業務、番号18生ごみ収集運搬業務と番号19生ごみ処理業務につきましては、一般廃棄物の収集日に合わせて14行政区の125ヶ所からの生ごみと、事業所からの生ごみを収集、運搬し、堆肥化するものです。いずれも令和3年度から令和4年度末までの債務負担行為を行うものです。14ページをお願いします。歳入です。2枠目、目2、民生費国庫委託金、節2国民年金委託金につきましては、歳出に計上しております法改正に伴いますシステム改修費分について増額補正をするものです。21ページをお願いします。歳出です。1枠目、最下段、目5国民年金事務費、節12委託料につきましては、歳入で説明いたしました法改正に伴いますシステムの改修費用を計上しております。町民課所管分につきましては以上になります。

◎議長（徳永 正道君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。生活福祉課所管分の補正予算につきまして、説明をいたします。7ページをお願いいたします。まず、債務負担行為補正ですが番号14ふれあい福祉センター指定管理業務となります。期間を令和3年度から令和6年度としまして、限度額を4,452万2,000円とするものでございます。続きまして、番号15ヘルシーランド指定管理業務ですが、期間を令和3年度から令和8年度とし、限度額を1億7,197万3,000円とするものでございます。8ページをお願いいたします。番号16子ども医療費ネット申請システム保守業務でございます。期間を令和3年度から令和4年度としまして限度額を52万8,000円とするものでございます。13ページをお願いいたします。歳入となります。3枠目の2段目、節2の児童福祉総務費補助金の子ども子育て支援事業費補助金は、児童手当の制度改正に伴いますシステム改修費用を受け入れるものでございます。節3の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金は、平成15年4月2日から令和4年3月31日までに出生した児童に対し、1人5万円を支給する事業の事務費と対象児童2,380人分の給付費を受け入れるものでございます。14ページをお願いいたします。3枠目、節7救護施設費負担金の保護費負担金は、福祉事務所から受入れます保護費を減額するものでございます。4枠目2段目の節4児童福祉費補助金の新型コロナウイルス感染症対策、失礼しました。新型コロナウイルス感染症対応総合交付金は、交付金の受入りを企画政策課で一括して受入れを行うため、生活福祉課計上分を減額するものでございます。15ページをお願いいたします。2枠目節1の指定寄附金につきましては、生活福祉課で受入れました説明欄の最上段、災害支援寄附金と最下段、児童福祉寄附金を受け入れるものでございます。5枠目1段目の節1救護施設救護施設費納付金は、利用者が負担する自己負担金につきまして減額するものでございます。16ページをお願いいたします。2枠目、最下段の目7、民生債につきましては、記載されております三つの事業につきまして、新過疎法による地方債の受入れをするものでございます。20ページをお願いいたします。歳出となります。3枠目から21ページ1枠目最上段の社会福祉総務費となります。節12委託料につきましては、災害時避難要援護者支援システムのライセンスを一つ追加するために必要な保守委託料となります。節18負担金補助及び交付金の社会福祉協議会事務費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策の交付金を活用しまして、社会福祉協議会へリモートワークに対応できる体制整備と情報共有による連携強化を図るための機材やソフトを購入するための事業費補助金となります。1枠目、3段目の目4障害者福祉費の節19扶助費につきましては、報酬改定や物価の上昇、当初当初予算で算定しました人数に対する増加などにより、当初予算で不足する額を増額補正するものでございます。また、歳入で説明いたしました重度心身障害者医療費助成事業の地方債の受入れにより、財源内訳を一般財源から地方債へ組替えております。2枠目、1段目の児童福祉費、失礼しました児童福祉総務費の消耗品につきましては、歳入で説明いたしました指定寄附金の児童福祉寄附金を活用しまして、保育園、認定こども園、12園へ図書カードを購入するものでございます。また、出生祝い金事業の地方債の受入れにより、財源内訳を一般財源から地方債へ組替えております。2段目の子ども手当事業費につきましては、児

童手当制度改正によりますシステム改修委託料と、それに伴います事務費となります。3段目の子ども医療費助成事業費につきましては、当初一般財源としておりました予算額につきまして、新過疎法の配分を受けまして、地方債へ組替えをするものでございます。22ページをお願いいたします。1枠目、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費は、歳入で説明をいたしました平成15年4月2日から令和4年3月31日までに出生した児童に対し、対しまして1人5万円を支給する事業の事務費と対象児童2,380人分の給付費、でございます。2枠目の2段目、救護施設事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止された行事の経費と節19の扶助費につきましては、扶助費支給要件により支給停止となる額を減額するものでございます。以上、生活福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 木下高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） それでは、高齢福祉課所管分について説明いたします。7ページ、第3表、債務負担行為補正をお願いいたします。番号12と13になります。在宅高齢者等緊急通報装置貸与業務につきましては、ひとり暮らしの高齢者に緊急通報装置を貸与し、緊急時に対応する業務を委託するものでございます。生活管理短期宿泊業務でございますが、高齢者の基本的生活習慣を整えるため、食事、服薬、排せつ等の支援をする短期の宿泊業務を委託するものでございます。15ページをお願いいたします。歳入になります。2枠目、目1指定寄附金、節1指定寄附金、2行目の高齢福祉寄附金でございます。町民の方から高齢者福祉に役立ててもらいたいとの意向で15万円の寄附をいただいております。4枠目、目1特別会計繰入金、節2介護保険特別会計繰入金、過年度分精算繰入金、これにつきましては、平成29年度から令和元年度における地域支援事業交付金の再生産分になります。認知対応型共同生活介護事業利用者負担軽減助成の対象となっていた方の年金収入額が再裁定等により増加し、遡及して年金が支払われております。これにより助成額の変更をしたことから、地域支援事業交付金の再生産を行い、介護保険特別会計から受け入れるものでございます。21ページをお願いいたします。歳出になります。目2老人福祉費、節3職員手当等、時間外手当44万1,000円のうち39万2千円を計上しております。これは、介護事業者の運営基準等の実態調査を行う必要が出てまいりましたので、業務量の増加を見込んでいるところでございます。次に、節17備品購入費につきましては、歳入で説明いたしました指定寄附金により車椅子4台を購入し、本庁舎などに配備する計画をしております。以上で、高齢福祉課関係の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは健康推進課所管分につきまして説明いたします。13ページをお願いいたします。歳入です。2番目の枠の目2衛生費国庫負担金の説明、新型コロナワクチン接種対策費負担金の減額は、歳出で説明いたします接種に伴う医師報酬を実績と今後の見込みにより減額することに伴うものでございます。1番下の枠の目3衛生費国庫補助金の説明、新型コロナウイルス接種体制確保事業費補助金は、こちらも歳出で説明いたしますワクチン接種業務に伴う費用分として受け入れるものでございます。説明その下の疾病予防対策事業補助金は、こちらも歳出で説明いたしますシステム改修費の2分の1の額の補助金として受け入れるものです。15ページをお願いいたします。2番目の枠の目1指定寄附金の衛生費寄附金は、新型コロナウイルス対策関連への寄附金を受け入れるものです。1番下の枠の目4雑入の後期高齢者医療市町村医療給付費負担金精算金の増額は、令和2年度の実績額が確定したことにより受け入れるものでございます。21ページをお願いいたします。歳出です。上の枠の目2老人福祉費、節3職員手当の時間外勤務手当の増額、こちらはうち4万9,000円でございますが、新型コロナワクチンの3回目の接種を、1回目2回目と同様に集団接種で実施いたします。これに伴う職員が接種業務に携わることになり、通常業務を時間外で対応することとなるため、その見込額の増額をお願いするものです。なお、以降の説明においても時間外勤務手当については同様の内容となります。23ページをお願いいたします。目1

保健衛生総務費、節1報酬と節4共済費の社会保険料は、職員の産休育休の取得に伴う代替職員として、会計年度任用職員を雇用するために増額をお願いするものです。節10需用費の消耗品の増額は、役場庁舎内の新型コロナウイルス感染症対策用品を購入するものです。節12委託料の説明、健康管理施設システム保守委託料の増額は、検診結果情報を電子化し、情報連携を行うためのシステム改修費で、事業費の2分の1は国庫補助で受入れます。目4健康増進、健康増進事業費の事業費と、目5母子保健事業費の時間外勤務手当は、新型コロナワクチンの3回目の接種に伴う増額です。目6予防接種事業費の新型コロナワクチンの3回目接種を2月3月に実施することによる見込額で補正するものです。節1の報酬の会計年度任用職員と節4共済費、節8の旅費の費用弁償の一部は、看護師、事務補助員に係る分となります。節1の報酬の医師報酬の減額は、一部を節12委託料の集団接種医療機関等委託料に組替えと、残りについては不用額として減額するものです。節7報償費の増額は、町内及び公立多良木病院の先生がたと医療連携会議を開催しますので、それに伴うものでもとなります。節10需用費の消耗品はコピー用紙やインク代、印刷製本費は封筒の印刷代です。節11役務費の運搬料は、令和4年4月からの新型コロナワクチン3回目の接種を旧深田中学校体育館で進めるように現在計画しております。そのため3月中に文化ホールにございます冷風機等の大型機器の輸送に係る経費を上げてございます。また委託料のボランティア派遣手数料は、接種時の有料ボランティアに係る手数料となります。節13使用料及び賃借料は、来年3月までの使用料の増額をお願いするものです。24ページをお願いいたします。節14工事請負費は、仮設駐車場の設置費として増額するものです。節17備品購入費は、接種会場のパーティションと簡易スロープの購入費の増額となります。目7健康づくり推進事業費等、目8スマートウェルネスシティ事業費の時間外勤務手当は、新型コロナワクチン3回目の接種に伴う増額で、目8の節8旅費は、コロナ禍に伴う不用額が見込まれ、時間外勤務手当を組み替えるものでございます。目9保健センター管理費の14工事請負費につきましては、センター内に児童用の手洗い場がございますが、それを新型コロナ感染対策としてセンサー式にかえるための工事費用を計上しております。以上健康推進課所管の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 質問の途中ですが、ここで休憩をいたします。午後は1時30分からです。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時30分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。ここで、大藪健康推進課長より補足説明の申出がっておりますので、これを許可します。大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。午前中の補正予算の説明につきまして、訂正と補足説明をさせていただきます。23ページをお願いいたします。目6予防接種事業費の節11役務費のボランティア派遣手数料を委託料と申し上げました。正しくは役務費でございました。節12委託料の説明シャトルバス運行委託料、これにつきましては、各公民館と文化ホールの送迎用として、集団接種医療機関等委託料は、医師報酬から組替え分として増額しております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。それでは、農林振興課所管分についての説明を申し上げます。6ページをお願いいたします。繰越明許費補正になります。番号5番目の環境負荷低減型葉たばこ乾燥室整備事業につきましては、上地区葉たばこ共同乾燥組合における乾燥施設の更新になります。完成予定が令和4年5月となることから繰越しをお願いするものです。8ページをお願いいたします。債務負担行為、番号の21農産加工センター指定管理業務につきまして、現在の指定管理期間が令和4年3月31日までとなって

おり、以降の3年間の指定管理を行う必要があるため、今回計上をするものです。なお算定額につきましては、現在、農産加工センター、主にみそや豆乳製品の製造業を行う加工部門の管理と製造販売などを委託するもので、過去3年間の決算をもとに今後の見通しを立てたもので、3年間の上限額となります。また番号の20、定住促進センター自家用電気工作物保安管理業務委託、それから22の町有林管理業務につきましては、例年どおり契約上の準備行為をする必要とするため、計上させていただいたところです。次に、14ページをお願いいたします。歳入になります。上段の枠、目5災害復旧費補助金、節1農林水産施設災害復旧費補助金につきましては、5ヶ所分の国庫補助金を受け入れるものになります。なお、補助額につきましては、激甚の指定を受けておりますけれども、補助率の確定は来年2月ごろとなるため、通常の補助率で計上いたしておりますので、3月補正で確定分の計上と財源更正をしたいというふうに考えております。次に、最下段の枠、目4農林水産事業費県補助金、節2農業費補助金の農地中間管理機構集積協力金につきましては、新たに1件の農家がリタイヤされ、農地バンクへ貸付けをされましたので、経営転換協力金として補助金を受け入れるものになります。次の田んぼダム協力支援事業補助金は、本年度実施されました県の事業に対し、県の田んぼダム協力支援事業実施要綱に基づきまして、棚田に2,000円を交付されるものになります。次の節3、林業費補助金は、令和2年7月豪雨被災者等支援事業関連事業であり、事業者の申請に基づきまして事業費の2分の1、1路線当たり上限31万円となっております、3路線分を受け入れるものになります。16ページをお願いいたします。上段の枠、節4雑入になります。強い農業担い手作り総合支援交付金事業補助金返還金は、令和2年7月豪雨により被災した農業用機械、施設の更新及び修繕における国2分の1県5分の1、町5分の1、自己負担1割の事業で、令和2年度から本年度にかけまして実施をいたしているところですが、1件の農家より畜産部門における廃業の申出、この事業で導入した機械の取扱いについての相談があり、その補助金についての返還額を雑入で受け入れるものになります。次に、下欄の枠、目6災害復旧費の節1農林水産施設災害復旧事業債は、林道施設災害復旧に係る分の起債となります。続いて歳出になります。24ページをお願いいたします。下段の枠目4農業振興費の農業振興事業補助金は、上地区たばこ共同乾燥組合における乾燥施設の更新に対する補助で、環境負荷低減型のエコ乾燥機の導入、10室の更新を図られるものになります。次の目9、農業施設管理費節12の天子の水公園管理委託料は、令和2年7月豪雨から本年8月の豪雨まで徐々に侵食された遊歩道法面の復旧に対するものになります。25ページをお願いいたします。目10畜産事業費につきましては、9月補正で承認をいただきました球磨酪農組合のドリンクヨーグルト製造施設の更新に伴う市町村補助金に係る財源更正になります。次に、目11農地中間管理事業費の農地中間管理機構集積基金につきましては、農地バンクへ貸付けをされた1件の農家へ交付するものになります。次の目16農地費の田んぼダム協力支援事業助成金につきましては、対象となった4件の農家へ交付するものとなります。また、百太郎溝土地改良区負担金につきましては、令和2年7月豪雨に係る令和3年度実施分の百太郎溝幹線水路浚渫に係る負担金になります。次の枠、目2林業振興費節18森林作業道自立復旧支援事業補助金は、歳入で説明をいたしました二つの事業者へ3路線分の補助金を交付するものとなります。29ページをお願いいたします。2段目の枠、目2林業施設災害復旧費の工事請負費は、令和3年7月の豪雨により被災した5ヶ所分の復旧費用となります。以上、農林振興課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 山口商工観光課長。

●商工観光課長（山口 和久君） はい。それでは、商工観光課所管分を御説明いたします。8ページをお願いいたします。債務負担行為補正分です。番号23商工コミュニティーセンター施設管理業務は、平日午後5時から10時まで土日祝日の午前8時30分から午後10時までの施設管理業務をお願いするものです。番号24商工コミュニティーセンターエレベーター保守業務は、エレベーター1基の保守点検分となります。

次に、歳出になります。25ページをお願いいたします。1番下の枠で目1、節17の備品購入費は、コロナ感染拡大防止対策としまして、非接触型温度計を商工会会員にあらかじめ調査を行い、希望されました事業所へ支給するためのものです。節18新型コロナウイルス感染症対策商工業支援補助金は、昨年実施しました持続化補助金を申請された事業所へ今回の申請の有無につきまして調査を実施し、その結果から補助金の実績見込額を算出しまして今回減額をお願いするものです。次のページをお願いいたします。1番上の枠で目1、節18定住促進奨励補助金は、当初で6件を見込んでおりましたが、現在5件の申請があつております。また、町外の方で住宅新築をされている方が2件ありますので、予算不足が見込めるため今回3件の増額補正をお願いするものです。以上で、商工観光課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 建設課所管分につきまして説明いたします。13ページをお願いいたします。歳入でございますが、3枠目の目4土木費国庫補助金、節1土木費管理費補助金につきましては、耐震化支援事業での補助金交付の実績見込みによりまして減額とするものです。次の節2道路橋梁費補助金につきましては、国の補正予算での対応としまして歩道整備の事業を追加しますので、それに伴いまして増額となるものです。次の節3住宅費補助金につきましては、町営住宅の改修工事を行っておりますが、補助金の追加配分がありましたので増額とするものです。次の14ページをお願いいたします。4枠目の目5土木費県補助金、節1土木管理費補助金につきましては、耐震化支援事業の実績見込みによりまして国庫補助金と同様に減額とするものです。16ページをお願いいたします。2枠目の目3土木債、節1道路橋梁債につきましては、道路事業費の追加に伴う財源としまして増額とするものです。次の、次に目6災害復旧債、節2公共土木施設災害復旧事業債につきましては、令和2年7月豪雨災害の復旧におきまして事業費が追加となりますので、その財源として借り入れるものになります。26ページをお願いいたします。歳出でございますが、2枠目の目1土木総務費、節18負担金補助及び交付金につきましては、耐震化支援事業の実績見込みにより減額とするものになりますが、今年度におきましては、耐震診断が6件、改修工事が2件で実施されているところです。次の3枠目の目3道路新設改良費、節12委託料につきましては、今井中学校線の道路改良を実施するに当たりまして、支障となる物件を移転するために補償鑑定を追加するものでございます。次の目4道路改良費、節12委託料につきましては、国の補正予算によりまして交付金事業を追加するものになりますが、歩道整備事業としまして、岡原免田線の橋梁設計、それから永宮76号線の測量設計を追加するものです。続いて29ページをお願いいたします。3枠目の目1公共土木施設災害復旧費、節14工事請負費につきましては、令和2年7月豪雨での災害復旧工事を繰越して実施しているところでありますが、資材単価の上昇や、現場における条件等の変更によりまして、工事費が増額するということになりますので、不足分を計上するものです。以上で建設課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 出田教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 教育課所管分の説明をいたします。繰越明許費を説明いたします。6ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正です。番号6上小学校屋根改修事業は、今回の補正で計上しております。年度内で事業が完了しない見込みのため繰り越すものでございます。7の中学校長寿命化改修事業も今回の補正で計上しております。これも同様に年度内で事業が完了しない見込みのため繰り越すものでございます。8の学校給食センター配送車車両購入事業につきましては、納車を令和4年3月8日としておりましたが、コロナ禍により半導体の不足及び車体車種の生産が遅れているため繰り越すものです。納車は令和4年7月中旬を見込んでおります。次に、債務負担行為を説明します。8ページをお願いいたします。第3表債務負担行為です。番号25の校務用電算機、電算機器賃借から次ページの32の学校教育ICT活用支援業務までは、小中学校の教職員、服務や児童生徒の成績管理等を行う校務処理のための電算機器の賃借料

及び使用料に関するものでございます。また、ギガスクール構想事業に関する賃借料及び業務委託料を計、追加しております。33のせきれい館施設管理業務は、図書館の管理、夜間や休日の施設受付等の業務を委託するものでございます。34の図書情報システムは、生涯学習センターとせきれい館の図書を管理するシステム使用料です。35の体育施設予約管理システム保守業務と、36の体育施設予約管理システムファイアウォールの保守業務は、体育施設の予約システムの使用料とコンピューターへの不正侵入やサイバー攻撃を防ぐソフトの使用料です。次に、歳入を説明いたします。16ページをお願いいたします。2枠目、1段目、目1総務債、節2総務施設除却事業債の増額は、免田、旧免田中学校プールと旧岡原中学校プールの解体事業分です。3枠目、目5教育債、節1学校施設整備事業債の増額は、上小学校屋根改修事業とあさぎり中学校長寿命化事業分です。節2社会教育施設整備事業債の減額は、高山総合運動公園グラウンド改修事業の実施延期によるものでございます。いずれも合併特例債です。次に、歳出を説明いたします。18ページをお願いいたします。2段目、2枠目、4段目、目6財産管理費、節14工事請負費、教育課所管分の内訳といたしまして、旧免田中学校プール解体工事費2,770万円と旧岡原中学校プール解体工事費分3,400万円でございます。全面改修し更地までを予定しております。次に、27ページをお願いいたします。3枠目、目3教育振興費、節11役務費、電話料は熊本GIGAスクーププロジェクト中心校である岡原中学校は、岡原小学校は、オンライン授業の実証実験を実施しております。今後、全校児童生徒を対象としました同時双方向通信による事業を実施し、主要データ量の測定や通信に関する負荷テストなどを予定しております。このため、光ネット環境がない世帯に対するシムカード月5ギガ3ヶ月分の回線使用料を計上しております。節13使用料及び賃借料の減額は、授業支援ソフトロイロノートにつきまして契約無償期間分が延長されたことによるものです。節17備品購入費は、岡原小学校で実施しましたオンラインと対面のハイブリット授業時、音声不良や授業中の撮影を円滑に実施できない課題が判明しましたので、これらの解消としてオンライン、ハンディカメラ、ピンマイク、ヘッドセット各3台分を購入し実証実験するものでございます。3枠目、目1学校管理費、節1報酬、学校運営協議会運営委員報酬と節8旅費費用弁償は、学校規模等適正化審議会の諮問内容を各小学校運営協議会にて協議していただく必要があり、当初計画しておりました4回の会議回数では不足するため、各小学校4回分の報酬を追加するものでございます。節12委託料、設計委託料は、上小学校屋根修繕事業に係る工事監理業務委託料でございます。節14工事請負費は、上小学校屋根改修工事でございます。節17備品購入費は、上小学校と免田小学校に導入予定の顔認証型AIサーマルカメラの購入費用でございます。最終枠の目1学校管理費、節12委託料、設計委託料は、あさぎり中学校長寿命化改修基本設計実施設計業務委託料でございます。当初の計画では、令和4年度から着手予定でございましたが、内容を精査しましたところ、四つの課題が明確化しました。1点目が特別支援教室の増加見込みによる教室配置の件と2点目が仮設校舎の必要性及び規模の件と3点目がバリアフリーの件と、4点目が建物点検により内外装の破損劣化の確認により、安心安全の教育環境の保全を急ぐ必要があるとこの4点のことから、事業期間を十分に確保する必要があることから、前倒しとなったものでございます。節14工事請負費は、令和4年度特別支援学級が2学級増設される予定でございます。このための2教室分の空調設備設置費でございます。28ページをお願いいたします。1枠目です。目2スクールバス運行費、節10需用費、種修繕料はスクールバス修繕料の追加分でございます。2枠目、2段目、目2公民館費、節10需用費、修繕料は、せきれい館の音響施設の音響ミキサーの修繕費と火災施設安全点検の際指摘されました誘導灯ランプ取替えの修繕費でございます。3枠目、2段目、目2体育施設費、節14工事請負費の内訳は、高山総合運動公園グラウンド改修工事費の1億1,800万円の減額と、B&Gプールの仕切り弁の修繕費50万円でございます。高山総合運動公園グラウンド改修工事の予定敷地内に民有地が残存していたことが判明し、現在所有権移転の手続を進めておりますが、今年度中での手続が困難なため、工事発注が出来ない

ため減額するものでございます。4 枠目、目 1 給食センター運営費、節 1 報酬と次ページの節 4 共済費、節 8 旅費、費用弁償は、令和 4 年 3 月に採用を予定しております会計年度任用職員の経費でございます。節 3 職員手当と時間外勤務手当は、学校給食費徴収業務の時間外勤務手当でございます。年度当初月 1 回程度の徴収義務を、事務を計画しておりましたが、月 4 回程度の業務が発生したことで増額するものでございます。以上で、教育課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 以上で終わりですかね。出田教育課長。

●教育課長（出田 茂君） すいません。一つ説明が漏れておりましたので追加説明をさせていただきます。今、送りました第 2 表繰越明許費補正でございますが、番号 1 の旧中学校施設除却事業につきましては、先ほど御説明申し上げました旧免田中学校プールと旧岡原中学校プールの解体事業に伴うものでございます。今年度中に事業が完了しない予定でございますので繰り越すものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。小出議員。

○議員（6 番 小出 高明君） はい、6 番小出です。ページ 27 ページ、教育課にお尋ねいたします。目の学校管理費、節 14 の工事請負費の 8,612 万上小学校の屋根改修工事業ですが、あさぎり町の個別計画、施設計画ですね、学校施設の調査の結果、上小は建築年が昭和 49 年、屋根が評価が B、外壁が B ですよ。それから 27 年前に平成 6 年に屋根の大規模改修を行っております。また免田小学校においては建築年が昭和 48 年、1 年前ですね屋根が D、外壁が同じく D です。免田小のほうはランクが下になっているわけですが、免田小のほうは改修とかそういうのはまだ必要じゃないんですか。

◎議長（徳永 正道君） 出田教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 免田小学校の大規模改修につきましては令和 7 年度からの予定でございます。今現在目立ってその雨漏り等がないということで対応していないわけですが、上小学校につきましては今現在雨漏りがひどく、授業そのものに影響を及ぼすということで、今回屋根工事改修だけを先行して実施させていただくことになります。また上小学校につきましては、免田小学校大規模改修後に計画されておりますが、その際の大規模改修工事には屋根改修工事は、実施しないということで手戻しはないということで考えております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小出議員。

○議員（6 番 小出 高明君） はい。今回の雨漏りによる改修、部分改修でなく大規模改修、その判断というのは専門業者による判断でしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 出田教育課長。

●教育課長（出田 茂君） これにつきましては、今年度 5 月に 3 年生の 4 年生の教室、またイングリッシュルームの雨漏りがひどいということで修繕のため地元の工務店、それから教職員、教育課の担当職員立会の上現況のほうを確認いたしました。その結果、毎年度雨漏り対策の部分的工事は毎年度やってきておりましたが、今現在使用されている瓦につきましては生産中止、コーキングや防水塗装だけでの対応ではもうこれ以上の雨漏れ対策としては適切でないと地元工務店等のアドバイスを受けまして、今回の事業実施を計画したものでございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかに。皆越議員。

○議員（10 番 皆越 てる子さん） 10 番皆越です。27 ページですけども、中学校のですね予算が計上されておりますけども、この四つの課題が見つかったというようなことでございました。四つの課題を見つけて、どんなふうにして見つかったというんですかね。その辺のところを御説明をお願いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 出田教育課長。

●教育課長（出田 茂君） あさぎり中学校の長寿命化改修事業につきましては、令和4年度から実施ということで当初計画しておりました。しかし、今回、まず事前に全校舎危険確認の点検調査を今年度初めて全小中学校校舎点検しております。その中で、中学校校舎につきましても、非常に内外装等について劣化が見られるということでございました。当初私どもといたしましては、生徒への影響を最小限にするために、長期の休業中、夏休み期間中を利用して短期間で実施しようという計画でございましたけれども、しかしながらそのような計画では非常に工期がまず足りない。それと抜本的にそういうことを解消するには、やはり長期間必要だということと、そのことによりまして仮設校舎の設置も必要ではないかというような考えが出てまいりました。その辺をまずは専門家のだすね意見をはつきりと、意見いただいたところで、無理のない工期、無理のない工法でのだすね実施したいということで今回前倒したものでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい。私ものだすねその説明を聞いて理解できますけれども、やはりコロナ禍においてのだすねあさぎり中学校へちょっと足を運ぶことがのだすねちょっと鈍っておりましたので、その現場を見てのだすね仮設をどこにつくるとか、そういうことを判断材料にさせていただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 出田教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 業者のほうに発注いたしまして、ある一定の素案ができましたら、議員の皆様方のほうにはその報告はいたしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい。また来年に明けてからというようなことで御説明はのだすね、言われておりますので、明けてからでもいいです。随時うちは通年議会ですのでいつでも開けますので、どうかよろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 出田教育課長。

●教育課長（出田 茂君） ありがとうございます。皆様議員の皆様方には、いろいろとアドバイスもいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございせんか。別に質問ですか。はい。皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい。7ページにのだすね、ヘルシーランドの指定管理業務の債務負担行為が出ておりますけれども、3年間だったのだすね以前は。この5年間にした根拠というのはありますでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。今現在は3年間での契約で指定管理のほうをお願いしてるわけですが、いろいろと検討する中で、年数を5年間にすることでその分の経費を抑えることができるという判断で5年間というふうに考えております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 今のだすね委託をされてる業者とも私お話ししましたら、やはり3年間ではのだすね、どうしてもっていうお話でございましたので、5年間にされたのかなというその思いもしたので質問してさせていただきました。

◎議長（徳永 正道君） 他にございせんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、コロナ関係で2点お願いいたします。22ページですかね。子育て世帯への臨時交付金、臨時給付金。これ一応ひとまず現在言われてる18歳以下の5万円、現金給付という部分だというふうに私は理解してるんですが、今国会でも言われておりますね。残りの5万円ですか、これに

ついでに、何か国は地方にその判断をクーポン化の問題ですね。何か地方の判断で現金化も可能みたいなこと言ってますが私正確な情報を持っておりませんが、そこらあたりがですね、今後あさぎり町でもその現金化が可能があるのか、あるいは可能性がある時にそれに向けて進まれるのかですね。それが1点でございます。もう1点。23ページですかね、ワクチンの予防接種の件ですが、今年度今回の補正予算で、どの程度その俗に一般にいう3回目の実施がこれそれぞれの住民の方の希望の問題もあるんですが、一応数字上です。例えばですけど3回目の半分ぐらい今年度内にできるのか、そういった何ていうか今回の予算での見込み、その付近をちょっと確認をさせていただきたいのと最終の現時点であさぎり町としては3回目接種をいつぐらいまでに完了見込みなのかですね。その付近のおわかり、現時点で分かる範囲でお願いをしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。まず子育て世帯への臨時特別給付金事業でございますが、現在5万円の現金給付につきましてはもう作業を進めている段階でございます。残りのクーポンによる給付と言われております部分については、今月12月3日にですね内閣府から説明会がありましてその段階では現金給付も可という説明のみで、その現金給付が可能になる条件につきましては説明はなされませんでした。今国会のほうでいろいろと議論されてるようですけども、国会の国からのその条件につきましては、補正、国の補正予算成立後にきちんとした条件を示すということで今確認がとれているところです。

◎議長（徳永 正道君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい、コロナワクチンの3回目接種でございますが、まず本年度令和4年3月までにつきましては、65歳以上の方につきましては2月3月で接種を予定してございます。これが2回目の接種から8か月経過ということでございますので、65歳以上の方になると思われます。また、65歳以上でない方でも早めに打たれた方がおられますのでその方々も2月3月に接種される方もおられます。それから、4月以降にはですね、が今度は18歳から64歳の方の接種になろうかと思われます。町の集団接種では、64歳以下の方につきましては、6月からだったですか、失礼いたします。7月から行っておりますので、4月5月6月ぐらいに集団接種のピークが来るかなと思っております。なお、そのあとにも随時希望がございまして、随時接種を行っておりますので、その方々については月の経過を見ての接種ということであろうかと思われます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小出議員。すいません。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。はい。まず子育て支援給付金の件ですが、あさぎり町としてはですね、今回国がまだ今はっきりしないということですが、国が条件等をはっきり出してきた場合に、あさぎり町の条件が現金化が可能であるとした場合ですね現金化も検討されるのか、あるいはやっぱりクーポンで町内のそういう関係事業者等ですね波及効果等も含めて、そのクーポンのほうを原則で進めるのか、基本的な考え方ですね。町としての現時点で、がもしあればそれをお願いをしたいと思います。それから予防接種の件ですが、先日の一般質問でも若干申し上げたんですが、今課長の方からご説明の2回目後8ヶ月、それが今国が示してる原則ですが、これも条件が整えばの話ですけど、手前に引き寄せることは現時点ではなかなか難しい、スケジュール的なもので難しいというお話もありましたが、その付近が今から実際やっていけるかなですね可能であればこの多少なりともですよ、引き寄せる余地というかそういう考え方がもうないのか、それはもうちょっとスケジュール的に全く駄目だという話なのかですね。というのがここで申し上げたいのは、やっぱり今こういう状況の中で、やっぱり早く予防接種ができないかなというふうに希望されてる方もですねそれなりにおられると思うんですよ。ただ現実的にできるできないのは別問題ですので、その付近の余地が可能であればですね、少しでもその手前に、要するに前倒しですか、要はできないものかなというな

希望的なあれが私自身あるものですから少し再度確認の意味でお願いをしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。子育て世帯への臨時特別給付金ですね2回目の給付につきましては、あさぎり町は生活応援券ですね基本的にクーポンでした。今度の場合は、その対象となる生徒さんたちが、お金を使う場所があさぎり町内であるならばクーポンでもいいと思うんですが、あさぎり町では買うことが購入ができない。やっぱり町外からも購入しなきゃならない。という場合はやっぱり現金になる可能性もあると思います。ですので、まだ国の制度も固まってませんが、どちらがいいか町のほうでもですねやはりそういう意見聴取、情報を収集しましてそして決めていきたいと思います。やっぱり今日も昼間ちょっとテレビでもやってましたが、2学期ということで4月から7月までに給付すればいいっていうような何か国の考え方なんですが、できるならばやっぱり新学期に間に合うような給付がいいんじゃないかなと思いますので、その辺はですね担当課のほうにも対応を早くしていくように、いろいろ情報収集に努めるように指示したいと思っています。

◎議長（徳永 正道君） 大藪健康福祉課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。3回目接種の前倒しの件でございますが、現在国から言ってきておりますが、やはり医療機関に入院の方、それから高齢者施設でクラスターが発生した場合において特殊に早めということで今言ってきておりますので、その状況、今の現在ではそういう場合でないと早めの接種ができないということでございます。それから、あと一つ国からのワクチンの市町村への配布でございますが、これも8か月経過した人の人数を国が把握しておりますので、その8か月経過した人の分として随時入ってくるということでございますので、町の体制が間に合ったとしてもワクチンが入ってこないのが難しいかなと思っております。まだ体制もちょうどやはり急たいとは思いますがちょっと厳しいものがございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 訂正いたします。今、私は健康福祉課長と申しましたが、健康推進課長の間違いでございました。お詫びいたします。ほかにございませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） すいません。はい。21ページの民生費、社会福祉の中で、災害時避難要援護者支援システム、これは調べましたら避難行動要支援者にも同じことだということで調べさせていたいただきましたが、6月議会に私はこの避難行動要支援者名簿に関する条例を提案をしておりました。多分担当課はそれを見てあさぎり町に条例の内容がどのように制定することによってですね、ちょっとこう違うとか、そういう意見があればお聞かせいただきたいのが1点ですが、それとあわせてですね、この避難行動要支援者の範囲というのは、法律で示されておりますが、4項目示されております。介護保険法と身体障害者福祉法それから精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、それから児童相談所または知的障害者福祉法、これに該当する人たちを多分行政が把握をされてるだろうと思います。ところが、今総務課のほうでですね自主防災の観点からそれぞれの避難者名簿を作成するとしなさいという指導もあっておりますが、これをする上においては地域の福祉委員会が設置されて、それぞれ地域のそういった支援者の把握をいたしております。で、ここの法律以外にですね、たくさんやっぱり緊急以外、緊急の場合支援をしなければ避難ができない人たちがいっぱいおられるわけですね。そういう人たちに対しての名簿、これはやっぱり行政もしっかり把握にゃいかんのだと思うんですが、今回のシステム保守委託についてどのようなそのシステムの内容になってるのか確認をしたいんですけどね。

◎議長（徳永 正道君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。このシステムの委託料につきましては、今現在使用しておりますライセンスが一つしかございませんで、1人での作業しかできない状態にございます。今後この要支援者ので

すね名簿の充実を図るために、その支援を、支援者の情報等の入力をこれから行っていくわけなんですけども、それに対しましてライセンスをもう一つ取得しまして、2人での作業をするために今回は保守委託料を計上しているというところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 蓼田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓼田 輝幸君） はい、すいません。今条例の制定につきましては、今協議を進めているところでございますけども、前回議会の中で御指摘いただきました要支援者名簿に記載されている方々の全ての情報を全ての方を開示することができないのかということ等についても、今現在他の行政の条例等を見ながら検討はいたしているところでございます。その中でこのシステムの中に記載されます事項についても、どのような情報をですなこのシステムに入れていって皆様に必要な方に開示していくのかという部分も含めて今検討しているところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） せっかくライセンスを取得して2人でですな操作ができるようにとその辺は充実をしていただくことありがたいのですが、前回の条例の提案の中にその法律以外にやはり災害は先ほど言ったように災害が発生した場合、それ、そういう人達以外にもいっぱいおられるんですよという話をしましたが、そういう人たちもですなやっぱり入れ込んだこの、要はこの災害時の避難要援護者ですから、災害時そういう人たちも助けにやいかん名簿ですから、しっかりとこの法律以外の人たちもですな網羅できた名簿作成は絶対していただいて、じゃないと私は本来の町民の生命を守ることはできないんじゃないのかなと思いますね。そのためにはやっぱり総務課とかやっぱり連携しないとこれはまた単独だけではできない部分がありますから、その辺はしっかりやっていただきたいのと同時に、そういうシステムがしっかりでき上がった場合は、やっぱり各行政区の区長さんあたりにもですな今配付なされておられませんけれども、しっかりお示しして地域でそういう人達を助けてあげるようなシステムを絶対つくっていただきたい。まだ今のところほんとに不備なところがあるんですけども、そこを伺います。

◎議長（徳永 正道君） 蓼田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓼田 輝幸君） はい。名簿の作成につきましては、今各地区に自主防災組織等も作られて、その中で支援が必要な方っていう方の名簿等もですな上げていただくような感じで進めておりますので、そういう方々も条件のみで抽出された方々だけではなくて、そうやって地域から地区から上がってきましたそういう方々の名簿につきましてもその中に入れ込んでいくということで進めているところです。

◎議長（徳永 正道君） ほかに。永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 9番です。ページは19ページ庁舎建設費の実施設計委託料ですな。確認にもなるかと思いますが、基本設計の段階でグレードが高いという言葉がとにかく私が気になったと。特別委員会でもそういう質問はしてるところですけども、そういったところでですな実施設計に当たっての発注者としての町のですな町として、発注者町長になりますよね。基本的な考え、そのところを確認ないし質問をいたします。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、グレードにつきましてはですな、いろいろ商品の写真なりサンプルなり見ながら、そしてその単価と照らし合わせていく。それとやはり耐用年数といいますか、価格が低価格のものは低価格なもので劣化しやすいところもありますし、高額なものはわりかし長く使えるものもありますので、そういう価格とですな対応性。それとやはり議場とか執務室は長時間座ることになりますので、それが身体に負担がかかって腰痛とかですなそういうものを起こさないような、そういう健康面なことも考えてやはり決めていきたいと思いますが、やはり議員言われるようにそれが経費増にならないように、そこは十分に

配慮していきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） ほかに。小見田議員。

○議員（１１番 小見田 和行君） １点伺いたいと思います。２５ページのですね田んぼダム協力支援事業助成金でございますけど、４項ということで伺っておりますけど、実証実験が大体予定としてはあさぎり町は非常に大きな面積をする予定であったんですけど、実際は４項ということでしょうか。これぐらいのデータで実証実験が果たしてできたのかっていうのを非常に疑問が持つわけですけど、今後この田んぼダムは多分農林水産省も推奨するようなことを読んでわかってるんですけど、今後その広げ方といいますか、そういうことについて検討とかで協議をされたことあるのか。非常に少ないデーターだと非常にそのデータ、実証して上がってくる数値に非常に精度が低くなると思うんですけどそれについてはいかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。田んぼダムについてのお尋ねですが、この事業は説明もいたしておりますが県の県が主体となって実証実験ということで、今年度とそれから来年度ですな２年間にわたって実施されるものになります。町といたしましてはですね、県が実施する上で後方支援っていうかですね、いろんなその事務手続上のことを今やってるところなんですけど、今年度取組につきましては、今県のほうから流れてきてる取りまとめ結果っていいですかその状況の結果がですね一応申し上げますと、一応今年度二つの地区ですね。永山・神殿原地区とそれから錦中原・下西・下乙地区の２ヶ所であさぎり町においては実施をされたところです。その対象地区の筆数、筆数ですね。それが４０７筆、１０４ヘクタールありまして、実際になかなか無理強いっていうのはできなかった。県の方針としてできればお願いをして協力いただけませんかというようなことでされた関係もあってですね、設置は９８筆の２６ヘクタール、２ヶ所合わせてですね、にとどまっているところです。この交付対象がですね、この交付金の交付対象というのが４名というのが、県の田んぼダム協力支援事業実施要綱、これがありましてこれに基づいて交付の方をですね絞り込んでるわけです。で、二つのですね大きく二つの要件がありまして、交付の対象者となる方が水稻共済における全相殺型、９割の加入者、それから、収入保険制度における９割補償に加入している農業者というようなほかにありますが、こういったものがあります。そしてなおかつ一筆方式が今はまだ共済における一筆方式というのが結構多いんですよ。ただこの一筆方式というのが、令和４年度からはなくなるというふうに聞いてますんで、多少は来年度につきましては増えることになるかなという感じはしています。それともう一つがですね対象が少なかったのが、ＷＣＳなどは対象外というふうになっておりますので、そういうところがですね今回その交付対象者が４名にとどまっているというふうなところです。今年度のその実証の結果がどうだったのかということで申し上げますと、県から町のほうでもアンケートを出してですね、県を通して町にお願いされたアンケートの集計結果というのものも、県のほうで取りまとめをされておりますけれども、最終的にはその今年長雨は７月から８月にかけてあったものの、そんなに多くの一遍に集中的にですね降ったような雨でなかったために、効果の検証ができなかったというような話を聞いております。本年度についてはそういったことで一応詳細の詳細な検討を検証というのはまだ聞いておりませんが、最終的にはそういったことで話を聞いているところですね。で、来年度につきましては、もっと我々もですね今年度やられたような形での田んぼダムの実証実験というのは余り意味がないっていうふうに感じておりますので、来年度に向けてはですね県ともまた協議をしまして、できるだけ多くの方に協力していただけるようですね話をしていきたいというふうに思ってます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（１１番 小見田 和行君） これについては南稜高校もですね板、板をですね作ってっていうふうにもう高校も挙げて協力してくれてるんで、やはりもう少しおっしゃっていただいたように、やっぱその参加

者を増やすようなですね方策を県と協議していただいて、やはり今回はたまたま集中豪雨がなかったんですけど、来年あるかもしれませんので、それに備えて正確なデータをとっていただいてですね、そういう交付、ですからそういう助成金あたりですねやっぱ在り方についても、県にちょっと考えをまた改めていただくようなことも申請していただければと思います。お願いします。

◎議長（徳永 正道君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。議員御指摘のとおりですねそういった取組っていうか、せっかくするんであればそこまでやらないと意味がないというふうにも思いますので、我々のほうからもですね県のほうにはそういったことをお話もあるということを申し上げながら、検討を重ねていきたいというふうに思います。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。ありませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。質疑がないようですので、ここで現在上程されております議案第30号令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第6号に対します修正の動議を提出いたします。

◎議長（徳永 正道君） ただいま1番、小谷議員より修正動議の発言がありましたのでここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時41分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。本案に対しては、小谷議員ほか2人から御手元に配りました修正の動議が提出されました。したがってこれを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。小谷議員、答弁席へ移って説明してください。

○議員（1番 小谷 節雄君） それでは、令和3年度補正予算の修正案趣旨の説明を行います。議案、議案第30号、令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第6号に対する修正動議。令和3年12月10日、あさぎり町議会議長徳永正道様。提案者、あさぎり町議会議員、小谷節雄。賛成者あさぎり町議会議員森岡勉。賛成者あさぎり町議会議員皆越てる子。議案第30号、令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第6号に対する修正動議。上記の動議を、上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第13条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出いたします。次のページから具体的に朗読をさせていただきたいと思えます。議案第30号令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第6号の一部を次のように修正する。第1条中3億4,258万円を2億4,858万円に、1,300すいません、135億3,139万1,000円を134億3,739万1,000円に改める。第1表歳入歳出、歳入・歳出の予算の一部を次のように改める。この内容については後ほど事項別明細で御説明いたします。第2表、繰越明許費補正の一部を次のように改める。番号4、款2総務費、項1総務管理費、事業名、第2庁舎建設事業、総額7,000万並びに番号7、款9教育費、項3中学校費、事業名中学校長寿命化改修事業、総額2,400万。それぞれこれを削除する。第4票。地方債補正の一部を次のように改める。追加番号1、すいません、誤字です。起債は下の度の起債ですね。起債、これちょっとすいません間違えておりますが、起債の目的、庁舎建設事業限度額6,650万を削除し、変更分で番号4起債の目的、学校施設整備事業、補正後限度額の1,387万円を1,159万円に、すいません失礼しました。1億3,870万を1億1,590万に改める。次のページをお願いいたします。具体的に事項別明細書で説明いたしますが、このページの最下段の枠、3歳出、款2総務費、項1総務管理費、目21庁舎建設費、節は12委託料でございしますが、実施設計委託料7,000万、原案7,000万を0とするものです。次のページをお願いいたします。款9教育費、項3中学校費、目1学校管理費節1

2 委託料、設計監理委託料の 2,400 万を 0 とするものです。1 ページ戻っていただきまして以上の 2 項目の歳出に付随いたしますところの歳入でございますが中ほど 2 歳入、款 1 1 地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税、普通交付税でございますが、原案 2,753 万 9,000 円を 2,283 万 9,000 円に減額するものです。款 2 2 町債、項 1 町債、目 1 総務債、節 3 庁舎建設事業債 6,650 万円を 0 と全額削除するものです。目 5 教育債、節 1 学校施設整備事業債 1 億 740 万を 8,460 万に減額するものです。以上の内容で今回修正の動議を提出をさせていただいております。次に、この内容につきましの具体的な理由を申し上げます。まず 1、まず総務費の総務管理費庁舎建設費の委託料 7,000 万円の減額についてでございますが、第 2 庁舎建設事業の必要性や規模概算事業費などこれまで特別委員会でも議論してまいりましたが、その内容についていまだ十分な理解が住民の間やあるいは議会内部でも共有されてはいないものと考えております。具体的には近隣の類似施設人吉市役所、あるいは上球磨消防署庁舎等でございますが、それらとの比較でも単価が高額になっているなど、現計画での事業規模や事業費は住民の理解を得られているとは思えません。町内 5 ヶ所で開催された住民説明会で大きな反対意見はなかったとのことで、住民の理解を得られたとの説明は 125 名の参加者数から見てもあるいは私どもでは別の場面で個別には否定的な意見も多数あるというそういった状況の中で、説得、説得力のある見解とは言えません。合併自治体としての重要課題である遊休公共施設の利活用という観点からも矛盾する点もあり、合併特例債活用を前面に錦の御旗として掲げたようなこの内容では、将来に禍根を残しかねない過大な庁舎建設整備となることを恐れるものです。今回の予算は、約 2,000 平米の床面積を前提とした実施設計委託の委託費の計上ではありますが、建設事業の規模や内容それに伴う事業費等の大枠が実質的に決まってくるものであります。設計段階での見直し検討を行うという考え方や説明は、現実的ではありません。コロナ禍と豪雨災害被災の二重苦に見舞われた現状において、合併特例債発行期限のみを大きな理由とした拙速な判断は、住民の皆さんからの理解は得られないと思います。しかしその中でも、これまでの議会内での長年の検討経緯もあるという現実もある中、本事業を全面的に否定するものではありません。ぎりぎりまでの調査・検討・議論が求められており、今回の委託費の計上はひとまず見送りとし、事前のより良い案を模索することに注力をすべきと考えております。本町議会は通年議会制度をとっていることもあり、協議をさらに進め、再度の案を求めるまでの時間はまだ残されていると考えます。今こそ 2 元代表制のもとで、議会としてのチェック機能を働かせることが求められており、あさぎり町議会の真価が問われていると考えます。次に、教育費中学校費、学校管理費の委託料 2,400 万の削減ですが、この件につきましては、町長あるいは教育委員会でも私はまた考えておられることがあるようでございますが、現時点で提案をされているという前提でこの削減についての理由を申し上げます。莫大なエネルギーを費やした議論の末の個別施設計画策定からまだ僅か半年余りのこのタイミングでの事業年度変更それも前倒しそれによる本案の提案は、財政見通しを含めた計画全体の信憑性を大きく落としめるもので、法案が提案されること自体がこれは自己否定、自己矛盾とも言えるものではないかと考えております。そもそもこのような重大事業への着手の前提であるべき現状の把握についても、私どもは何ら一切の現場確認などもしていない中では、我々議会はその是非を判断するだけの材料も持ち得ていない状況にあります。よってまず議会としての現状確認等の調査活動を優先とし、その後の議論により必要に応じての再提案という手順を本案については、本案についても求めるものです。以上により議案第 30 号に対します修正案の趣旨説明といたしますので、議員各位におかれては内容を御検察の上御賛同いただきますようよろしくお願いをいたします。

◎議長（徳永 正道君） 修正案の説明が終わりました。これから修正案の質疑を行います。修正案の提出者小谷議員は答弁席で、その他 2 名は自席で質疑があった場合は答えていただきたいと思います。質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。提案者にお伺いいたしますが、まず第2庁舎の件について伺います。先ほどの理由の中に必要性、規模等についても触れられましたが、この必要性というにはいうものに対しては、令和2年の2月の18日に当時の議会防災拠点整備調査特別委員会というのが改選前に設置されておりました。当然提案者そしてもう1人方は在籍をされておりました。しかしながら、ほかの議員は全員当時も在籍をされとったわけですが、この防災拠点整備調査特別委員会の第7回最終回になっておりますが、そこで当時の特別委員長がこの必要性、これについて採決をされております。その時は全員が賛成であります。ここは非常に大事なところですね。私は一時負債の原則というのが一つあるわけですが、やはり議会が特別委員会が大きな決断をしたその意義というのは、執行部は当然尊重をし、それに基づいて事業を推進していくわけでありまして、当時の特別委員会の結果を見て今日の基本設計ができ上がったわけです。そして改選されて今日まで、公共施設マネジメント調査特別委員会が改選後設置されまして、今回19回目の会議を重ねてきました。その中でですね7階が下へ、もとい11階が第2庁舎建設の問題を議題として協議しております。当然必要性、規模、予算あるいは財政の問題も当然議論をしてきたと私は思っております。意見が出なかった部分もたくさんあります。何故意見が出ないのかなというのが不思議で私はおりましたけれども、そういう実態の中で今日進められてきたわけですし、私は議会としては、しっかりと時間を費やして今日までこの問題についてはやってきたと理由の中に必要性というのも規模というのもありましたが、私は基本的に先ほど申し上げましたように、特別委員会で決めた、方向性を決めた。このことは大きな意義があり、尊重しなければならない。それに対してのお考えを1点はお伺いします。それとあわせて執行部が住民説明会を行って非常に出席者が少なかったということでありまして、これは本当に残念なところでもあるわけですが、しかしながら議会性民主主義という基本的なことは、住民の代表は議会議員であります。議会でありまして住民の意見を吸い上げる仕事は議員はしなければなりません。執行部だけの責任ではないと思います。ましてまた特別委員会でこういった大きな問題に対しての公聴会を開いてほしいと。いう要望も委員会では提案もされませんでした。そういったことを考えたときに、先ほど理由の中にもありましたけれども、私は賛成できない部分がたくさんあります。最終的にはですね私は十分な時間とこれは費用もかかっておりますけれども、議論を尽くしてきたという思いがありますけれども、再度お伺いしますが、これだけの回数を重ねながらも議論がまだ足りないと言われる理由を2点お伺いしたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。まず1点目、特別委員全前回のと申しますか、の特別委員会でのひとまず、ひとまずというか議が結論が出てるという点についてでございますが、今おっしゃいましたようにその場面には私は在籍をしとりませんが会議録等見させていただいております。で、私の現時点での判断、考え方は、特別委員会そういう最終の場面ですね、当時の委員長が、議会の特別委員会の意見の取りまとめされております。ただ私の認識は、特別委員会はそういう結論出されておりますが、本会議でそれについての特別委員長の報告はあつてないと私はちょっと私が確認した限りでは思っております。特別委員会のあるいはほかの委員会もですけど、最終的な意思決定は本会議の、その報告がなされて、本会議で結論が出された場合が議会の意思の決定であるというふうに、そういう認識してます。特別委員会は、あの場面は改選もあったその一つの理由の中で、審議未了で結果的にですね要するに本会議の委員長報告があつておりませんので、あるいは扱いはですね審議未了であるというふうなそういう認識を私はしております。この事案に関しましては。それが1点でございます。ただし、そうは言ってもですね当時その議論があつてそういう結論とかそれなりの特別委員会での議論があつたことは尊重をすべきであると、それは私先ほど申し上げたとおりでございます。ですから、ただしそれがそれにですね、それに全面的に今回の13億の事業費の規模も含めて、そこまでの決定、要するに議会の動きの拘束力がですね前回の特別委員会の最終回の中でですね、

そこまでの決定は議会はなされていないというふうに認識しております。それは先ほど言いました本会議の中の最終決定はなされていないということが1点でございます。繰り返しですが、しかしそれはそういう、1面尊重をする中で、ただし現状がですね事業規模こんな膨らんで、私の認識は事業規模はこんなに膨らんできて、先ほどちょっとおっしゃいました住民の意見を吸い上げるの議会の当然の仕事であるとおっしゃいました。全くそのとおりでございます。私の周りで積極的にそら13億かかってそれはもう大事なことだけやってくれという意見は、私が話してる範囲でですねごく少数意見でございます。ゼロとは申しません。あるのはあります。しかしごく少数意見、私の少なくとも接触するというかその範疇ではですね。そういうことを踏まえて議会のすいません、住民の皆さん方の意見を踏まえて今回こういう行動をとっておるところでございます。併せてですから説明会での意見がなかったこと、それもそのことのみをもってですね執行部の責任だけ言ってもそれは議会も当然それやるべきではないかというお話でございます。全くそのとおりでございます。ここで申し上げてるのは、この住民説明会で大きな反対意見はなかったということだけでですね住民の理解が得られたというその説明はちょっと違うんじゃないでしょうかということをお願いしております。先ほどの趣旨説明の中では、住民の理解が得られてないことに関して、議員が私も含めて議員が責任がないとは申ししておりません。おっしゃるとおり我々責任があります。以上でお答えいたします。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 特別委員会の結果を審議未了という話をされますけども、特別委員会の結果は本会議で報告するのみであって議決することではないわけです。特別委員会の中で、全員が出席している、参加する特別委員会です。この決議というのは、私は審議未了という発言はこれは取り消されたほうがいいんじゃないかなと私は思います。余りにも特別委員会を軽視した発言ではないかなと。なおかつそれに基づいて今回提案される以前の基本の実施設計は、3月の議会で満場一致で認めておるわけですね。そういう特別委員会の結果が非常に大きな重要な方針が示されたことなんですよ。一つは。それを審議未了だって言われること自体は特別委員会を侮辱したやり方発言ではないかなと私は思います。物すごいその辺は慎重な発言をしていただきたい。中学校の問題については、二つ今回は出ておりますけれども、当然公共施設総合管理計画の中でマネジメント調査委員会でも議論をされて当然令和4年度に実施をすると。しかしながら前倒していくという話でありますから、当然その必要性というのは私は感じております。この問題についてもそれぞれ常任委員会で説明がありましたし、ありましたし全協でもありました。ですから、確かに説明不足の点はあることは私も認めます。そういったことをしっかりと議論をして説明を求めていくことが大事なところであって、予算の修正まで削減までせにゃいかん行為かなというふうにこのは思います。先ほどの特別委員会に対する発言とこのことについての答弁を求めます。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 私が先ほど特別委員、前回の特別委員会ですね、が最終的審議未了ではないかということを申し上げた、その審議未了という言葉が特別委員会を侮辱しているというふうに今おっしゃったと思っております。そういうつもりは当然毛頭ございません。私が申し上げたいのは、特別委員会は、私の認識です。特別委員会は、ある一定の事案に関しましてですねそれこそその名のとおり特別にそのことだけに審議をする。そしてそれ調査審議等々を行う。それなりの委員会が結論を出した場合にですね私の認識です。特別委員会に限らず、常任委員会も正式に議会の意思決定につながるためには、本会議で委員長が委員長報告を行って、委員会の内容ですね。委員長報告を行って、それに対する採決議決、それがあって初めてそれが議会の意思決定であると思っております。そう書いてあると思っております。今回特別委員会はたまたま議長を除く全議員だったと思いますが、これは過半数に満たない議員。構成された委員会等々、それはその委員会の決定であってもですねそれが本会議でですね決定、議会の意思決定につながるかというと、そうは

ならないケースもあります。ですから、そういうふうな仕組みがあるというふうに私は委員会のルールはそんなもので、そのようになってるというふうに認識しておりますので、そういう意味で先ほど申し上げました特別委員会の意思決定はそこでなされておりますが、それが、あさぎり町議会の意思決定とまでは手続上取られていない。それが私の認識でございます。審議未了という表現がですねもし特別委員会を侮辱しているというふうにおっしゃるのであればですねそれは審議未了というのは取下げたいと思います。しかし、事務の流れではですね、私はそういうのは結論が出てなくてですね結局改選で、もう議会の中で流れておりますからそれは私は審議未了というふうな扱いになるというふうな、そういう認識をしておりますから審議未了という表現を使わせていただきました。ですから再度申し上げますが、審議未了が侮辱だとおっしゃるんだとしたら審議未了については取消したいと思いますが、趣旨としては今申し上げたような理由でございます。もう1点、教育費、中学校の大規模回収の件でございますが、いろんな理由は分かる、分かるがというか質問者もそういうことを御認識のようでございますが、しかし予算の削減までいく案件かというふうなことだったと思いますが、予算を認めるということはですね、もうそれに関してのですね発注とかも含めてそれを止めることはできないですね。あとは執行権の問題ですから。議会がそれに関与できるのはですね、現時点ではこの審議の場面だけです。あとは成果品が出てきたときにまたその議論するかもしれませんが、その発注、委託料の発注行為そのものはもう執行権に移ります。我々議会が今この件に関して今の段階でタッチできるのは、予算をひとまず削除して、ひとまず止めて、そしていろんな調査等を行ってそしてまた必要に応じて再度提案をいただきたいというふうに先ほど申し上げたつもりでございます。特にこの件は、先ほど委員長が特別委員会の委員長であります質問者、溝口議員がおっしゃいましたとおり、特別委員会の中で前半かなりの労力を割いた個別計画、その中ではどこにうたわれているか、来年度でございます。それをたった半年の中でです。前倒ししなければならない、いろんな事情があるようでございますが、ということは私さっきも言いましたが、重なりますが、計画全体の年度計画等にですね大変失礼ですが先ほど言いました信憑性が落とされたと。そこまで大げさにしなくてもいいのかもしれませんが何かそういう理論も成り立ってしまうような今回のこの提案であります。ということでひとまず見送って、いろいろ質問者も疑問というかがあるようでございますのでそういう議論をきちんとしていって、そしてそれその付近が議員の中で納得できたらまた提案をいただいてですね可決して事業を進めていけばよろしいんじゃないかというふうに思っております。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。ほかにございませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 1点お伺いしたいと思うんですけどこれは11月18日の厚生文教常任委員会です。ね会議録を見るわけであって、そこで小谷委員の質問がですね今おっしゃってるように個別計画においては令和4年度からに、4年度から個別計画で実施する予定になっておりましたというふうになっておりますけど、これが前倒しされる一つの説明があつておまして、令和4年の学級編制とか特別教室、特別支援学級の2学級の増設とかというふうにあつてましてですねそこで令和4年度から実施を前倒しにするというような説明がなされました。その後にですねはい、説明はわかりましたということで、それはそれで現実的にいろいろ課題があるっていうのは私も聞くとわかりますが、また別の機会に申し上げたいことがあるということで終わっておられます。別の機会に申し上げたいことというのは本日申し上げていただけないでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、今ちょっとその記憶の糸をたどっていますが、恐らくというか趣旨としてはですね今の御質問の別の機会というのはこの場面だと思います。要するに、説明はわかりました。聞きました。しかし、それに、あの場面はですね、それに対して賛成反対を議論する場面ではなかったわけで

すね、質問を聞いただけですから。恐らくよくいつも言われる議会の中で正式にこういった出た出てきた場面の中でまた議員としてですね、その態度を示すべきであると。ですから、つまり今の場面、正確に覚えているわけじゃないんですけど、もうそういう発言を私がしているとしたらですねこういったことで、あるいはその場面でこういった削減の修正まで出すかどうかは別としてですね、また本会議でですね、そういった疑問点をぶつけるだろうというふうに思っていたものと思います。正確な記憶ではありませんけれども。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（１１番 小見田 和行君） ほかにですね特別支援学級２学級が増設となりましてですね空き教室がまずなくなってきたという観点とかとも説明があつてるんですよ。ほんでこれ予算が通らないとこういうところの学級指導の障害も出てまいります。それからバリアフリー化とか安全安心な耐震とかですねいろんなことを考えたときに、やはり前倒しできるのであればやっぱやるべきではないかというような執行部の考えこの中に出てるんですけど、それに対してその教室が足りなくなるとか、バリアフリー化が遅れるとか、それから安全な教育環境が早急に実現できないとかということに対しては何ら疑問はお持ちでないんですか。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（１番 小谷 節雄君） 当然そういうことに関してですね、それをしなくていいという話ではないと思います。私は何遍も言ってますけど今回の二つの案件、やめましょうとは私ずっと言ってないですよ。当然そういう説明もありました。ですね。だから説明があつた。逆に言いますと議会として少なくとも私、自分で見に行かないけん、いけないかもしれませんが、先ほど質疑の中にちょっとありましたけど、こういう状況の中でですね勝手にいかに議員といえどもですよ、行って、現地を見てとかそういうことをするわけは当然いけません。議会としてですよあるいはもしかすると教育委員会からですねそういう場面を設定していただいて、現場に行って、大規模改修ですからそういう枠の問題もですけど施設の改修も当然入ってきますからですね。私もちょっとすいません数字ははっきり覚えてませんが、総額概算でしょうけど８億９億の事業規模でなかったかと思っております。そういう事業規模のスタートです。これは。スタートです。本当にその必要性をですねどこまであるのか、あるいはそれだけ前倒しまでしてですねする必要性がどこまであるか、そういう判断をするためには、まだ余りに材料がないんですよ。あの時説明を聞いた。私個人で言いますと厚生委員会で１回聞いた、全協で１回聞いた、そして今日の本会議での説明。それだけであります。現場も知らない。あるいはその学校の実態もですね正確にまだ把握できてない。それは私の勉強不足あるいは調査不足かもしれませんが、少なくともこういった事業をするときにはそういった手順があつて然るべきだと思っております。そういう意味でこの事業をやらなくていいとは言っておりません。ただ、まだ議会としてですよ、その判断をするまでの材料を持ってない。そこに至ってないんじゃないかということで先ほど言いましたが、現状確認等の調査などを前提に仕切り直しが必要ではないかというふうに先ほど申し上げたと思います。以上です。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。ほかに質疑ございせんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。小谷議員議席へお戻りください。これより討論に入ります。討論は原案反対者、原案賛成者、修正案反対者、修正案賛成者、原案及び修正案反対者の順序で行います。まず原案に反対者の討論を行います。討論ありませんか。ありませんか。次に原案に賛成者の討論はありますか。ありませんか。次に、修正案に反対者の討論はありますか。小見田議員。

○議員（１１番 小見田 和行君） ただいまの修正案に反対をいたします。公共施設は初期投資、要するにイニシャルコストのみの注目をしがちでございますが、その後の維持管理費にかかるランニングコストについては、単年度ではそれほど大きな額ではないので見落としがちですが、何十年も利用する上で初期投資の数倍になると言われております。そこで公共施設等総合管理計画を持って財政の健全化に向け、無駄な税金

の拘束を減らそうとしています。合併した自治体は、用途、機能が重複した固定資産を持ち寄ってきております。遊休化した、また近年そうなりそうな資産、老朽化して耐震性に乏しい建物等のランニングコストを除去等で消滅し、将来に向けた税金の拘束額を除却、売却で減額しなければなりません。またそうした除却した施設の異なる機能を一つの新たな施設に複合化して、床面積の圧縮、利便性の向上、サービスの向上、維持管理費の削減につなげねばなりません。今回の庁舎建設事業実施計画において、実施設計においても、まさしく公共施設総合管理計画の趣旨に沿ったものと思います。仮に、これらの事業を先延ばしした場合、施設の利用年数にも限度があり、その後建て替え除却等の改修を必要となった場合、有利な起債活用の保証は低いものと思われます。平成の大合併であさぎり町と同じ頃誕生した全国の自治体の中には、公共施設維持費の負担解消に向け、合併当時当初から直ちに公共施設マネジメントに自ら取り組み、施設カルテ等を用い、除却、売却を進めてきた例を見ております。幸いあさぎり町は基金も積んできました。これらを有効に活用し、町政の安定的継続性を確立するためにも残された時間は少ないものと思います。最後にチャンスを生かすべきと思い、今回の修正予算には反対いたします。また、学校の大規模改修におかれましても、子ども達の安全な環境を確立するため、教育現場のいろんな環境を保持するためにも、前倒しでできることについては実施すべきではないかと思い修正案には反対いたします。

◎議長（徳永 正道君） ほかに修正者に反対者の討論ありませんか。次に、修正案に賛成者の討論はありませんか。山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） 修正案に賛成の立場で発言をいたします。まず最初に申し上げたいのは、これからの町の財政、確かに今基金を積み増してまいりましたが、これから考えられるのは今日の新聞を見られた方もいらっしゃると思うんですが、いよいよ75歳以上の自己負担が2割へともちろん所得制限ありますけれども、そういったふうに移行してまいります。医療に関して言えば、あさぎり町の国民健康保険税、町村で決められる税の一つですね。それが熊本県内ではトップクラス。もちろんその税の算定についてはいろんなルールがありますので、あさぎり町だけの責任ではありません。しかし、その税に対する負担の感じの方をお持ちの方もたくさんいらっしゃいます。また、介護に対する介護会計につきましても当然年金から天引きされますが、見たときにわっと思う方もいらっしゃると思うんですよね。こういったことが医療介護がこれから下がっていくのではなくて上がって負担感が上がっていく。ということはもう考えておかねばならないと思います。それは、どこかについてはやはり一般財源でということも考えなければならぬというふうに思います。例えば、それについて今水道、毎日須恵地区に水を運んでおります。ほんと職員の方をご苦労してもらっていると思いますが、早く須恵・深田の慢性的な水不足あるいは岡原の剥落の問題、あるいは上地区の夏暑くて冬冷たい、あるいは水源地の問題、免田地区はもう年数が来て改修をやっていただいておりますが、生活に直結した水の環境を整えるためにも相当な投資をするだろうと思います。しかし、給水人口も減ってくれば今度はそれが使用料に跳ね返る。その使用料も現行水準を維持していくということになるならば、ある程度やはり一般財源の投入もというようなことが出てくるような感じがいたします。せんだっての質問の中にも出てまいりました農業の生産基盤、私が多分中学生ぐらいだったと思うんですが、ブルドーザーが入って一次構が始まり水構造改善、それから新農業構造改善と順次生産基盤の整備をしましてまいりましたが、もうそれも議員の発言の中ではもう劣化が進み、相当なやはり投資をしなければならない時がもうそこに来たと。これを国県が全額持ってくれるわけじゃありません。どうしてもやはりその受益者の負担はあるわけなんですね。そういったところもやはりどっかの部分では覚悟をしておくということは今の私たちが私たちの子供、さらには孫の世代にこの町を引き継いでいく上では大変重要なことだということでやはりいろんな事業をする上ではやはり事業費、事業費の圧縮を考えておくということがとても大事だと思います。それで、あらかじめ申し上げておきますが、今回の第2庁舎についても、先ほどあさ

中の問題につきましてもですね、それを全面反対だという立場ではありません。必要なことはしなければなりませんというふうに思っております。特に第2庁舎についてちょっとお話をさせていただきますが、もう議員の方も含め町長をはじめもう何回となく同じことを聞かれますがこれをお話ししておかないと進みませんのでお話しいたしますが、私が在籍しておりました時に当時議長でもございましたが、この議場の移転についてはいろんな町民の方々の意見があるんでそのまま議場移転ということで事を進めると町民の方々の賛同は得ることはできないだろうということで、その時に東北の大震災等々を経験した時に、やはり防災センターは防災機能を持った施設は必要だろうというような認識は持っておりました。ということで、何とか防災機能を持ってるところに議場をかぶせることはできないか。考え方の中で、平時については会議室として利用する。議会の時には議場とする。有事のときにはそこが災害対策本部です。もう大まかに言うとうような感じであるならば町民の方々に説明がつかだろうと。ましてや先ほどグレードという話も出ましたが、当時は極端に言いますと長机にパイプいすでもできると議会は。いうような発想のもとで研修にも行かせてもらいました。そういったことで私は事情あって議会議員を辞職することになりましたけれども、その時に思いましたのはおなじことを申し上げますけど議場の移転がメインになってはいけないということは多分ここにおられる議員ほとんどの方がそういう認識だったというふうに思います。そういうことで、今回の基本構想についてをですねじゃ、予算で議決したことを粛々と進めていかれたことはもうそれは当然のことです。ありますし、ただ私は先ほど言いましたように、将来の財政負担を考えると、やはりなるだけ事業費の圧縮は必要だろうというふうに思っておりますので、基本構想を出していただいた平面図を見ておりましたけれども、議場、議会が占める割合、スペースといいますかあの中で議場として捉えてるところにですね、例えば正副議長室、あるいは委員会室または議会控え室等々をそこに入れ込んでおいてその場面場面で使い分けていくと可能になるんですよね。ということのはっきりした数字じゃありませんので2割近い面積の縮減ができる。ていうことは事業費がある程度少なくなるということになりますんで、そういったことは議会として何らこう議会活動する上で、不便さはないと思います。そうすると町民の方々にですねこういった施設をつくる中で議会のスペースはこういった状態にしますということであれば、私はあの時にみんなで話し合っておなじ方向を向いたことで町民の方に理解を求めることができると思うんです。だから、そういったことを議論する時間はまだあると思うんです。だからどうしても委託料を計算する上では面積をとらえておいて、いろんな設計の計算基礎をつくっていきますんで、そのまず面積を我慢できる。我慢できるといいますか、私にとっては当たり前だと思うんですが、そういった努力をしていく時間が欲しいというふうな思いを持っております。先ほど、提出者の小谷議員それから溝口議員との質疑答弁を聞いておりましたが、まだこういったことの余地があるんで、ぜひ今回私がこの修正に賛成するのは、そんなに時間はかけなくていいと思うんですよ。だからその議論する時間をつくってみるということが大切だと思いますので、今回の修正案には私は賛成をいたします。以上です。

◎議長（徳永 正道君） ほかに修正案に賛成者の方の討論ありませんか。ありませんか。次に原案及び修正案に反対者の討論はありませんか。まず原案に反対の方の討論ありませんか。原案及び修正案に反対者の討論ありませんか。全体を通して討論ありませんか。難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 3番、難波です。今修正案に対しての反対、そして賛成が出ておりましたが、一連の流れを聞きそして私も特別委員会、公共施設マネジメント調査特別委員会を19回行われた中で話を聞いてきましたが、11回この第2庁舎についての話を聞きそして質疑をする時間がございました。その中で何度も執行部の方が設計図を出して何平米であると、ここはどのように使うと、そういうことをしっかりと説明をいただいたんですが、いかんせんこのタブレットを常に見直して勉強し直すということをですね重ねてこなかったということが私の反省点として今ございますが、今回、議会、この本議会に当たりまし

て自分なりにいろいろとこれまでの委員会の内容を精査してみました。そして、今回上程されたその議案の金額に関しましては、今朝がたの全協では言いましたけれども、特にあさぎり中学校とか学校施設の改修工事に関しましては、もう既に児童生徒の数が出ているわけでございます。あと数か月もすれば特別支援学級が2学級増えるという事実がございます。そういう中でこのような金額の修正というのは私は反対の意見を持っております。過疎と言われる市町村の数が今817、残念ながらあさぎり町は20年後約40%今の人口が減るというもう統計が出てくるわけですね。そういう中でどうにかしてこの生き残りをかけて町はやっていこうということで町長が施政方針を出され、計画を出され、そして今回の本会議となっているわけですが、先ほど小見田議員がございました平成の大合併をした自治体、これらが合併後にすぐですね計画的に継続的にその地域の身の丈に合った公共施設の整備を行ってきたのであればまだ救いはあったと思われます。残念ながらそれができなくて特別委員会の中で公共施設の個別計画を審議し、そしてそれからまだ半年しか経ってないと言われましたが、ではいつになったらそれができるのか。やっていけるのかなと不安になります。5年後とか10年後皆さんが幾つになっているのか考えてください。そして私たちの子供、孫たちが幾つになっているのかをしっかりと考えていただきたいと思います。軒並み人口が減っていく中でですね空き家もどんどん増えていきます。この厳しい現実から目を逸らしては未来を迎えることはできないと思います。今回の予算これは地域経済をまちづくりのための地域公共交通機関の充実とか、地域コミュニティーを支える文化の文化や倫理の伝承、そして住民、地域社会の資産形成を促す社会保障などの政策を実行し推進していくための調整に必要なものであると思いますので、私はぜひとも原案のままでいくべきだということで修正案には反対の意見を申し上げておきます。

◎議長（徳永 正道君） 全体を通してほかに討論ありませんか。橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 5番橋本です。私はですね原案のとおり賛成の意見を述べたいと思います。有効的なですね合併特例債の説明を受けて、令和5年度までに終わらないといけないということがこの事業の目的であります。そのためにはですね、今回有利な事業を生かして公共施設マネジメントでも協議しましたが、ぜひとも今議会にですね実施設計を実施していただいてタイムスケジュールもありますんで、ぜひともやっていただきたいと思いますとして賛成の意見を述べさせていただきます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから修正案について採決します。念のため申し上げますが、原案ではなく修正案の反対です。すいません。失礼しました。修正案の採決です。本修正案に賛成の方の起立を求めます。起立少数です。したがって令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第6号の修正案は否決されました。修正案は否決されました。次に、原案を採決します。原案に賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第30号は原案のとおり可決されました。ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後3時40分

再開 午後3時48分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5 議案第31号

◎議長（徳永 正道君） 日程第5、議案第31号、令和3年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第31号令和3年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第2号について提案いたします。令和3年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによ

る。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,908万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,683万3,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 大藪生活福祉課長、健康推進課長。失礼しました。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） それでは引き続き第2項から読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。今回の補正につきましては、令和4年度から県クラウドに参加予定でした市町村事務処理標準システムについて、国のガバメントクラウドが令和7年度から移行するため、県クラウド参加を取りやめることに伴う改修委託料や負担金の減額と歳入においては保険税の減額補正をお願いするものです。

◎議長（徳永 正道君） 池上税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） はい。それでは、税務課所管分について御説明いたします。7ページをお願いいたします。歳入になります。最上段の枠、目1一般費被保険者国民健康保険税、節1医療給付費分現年課税分、節2後期高齢者支援金分現年課税分は、当初予算編成時から150名程度被保険者が減少しており、また、節3介護納付金分現年課税分は、100名程度減少しております。この被保険者の減少が均等割の減少になり調定額が下がっております。また1人当たりの課税標準額が、令和2年10月時点に比べて約3万5,000円低くなっております。これは所得割に影響します。課税標準額の減少は、コロナの影響が出ているのではないかと思います。次に、節4医療給付費分滞納繰越し分、節5後期高齢者支援金分滞納繰越し分、節6介護納付金分滞納繰越し分ですが、これは、令和2年度の現年分の徴収率の向上によるもので、令和3年度への滞納繰越し額の減によるものでございます。以上の理由で節1から節6までの合計2,410万5,000円を減額するものでございます。説明は以上になります。

◎議長（徳永 正道君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。引き続き、2番目の枠の目1繰越金の減額は、歳入額の調整を行うものです。8ページをお願いいたします。歳出です。1番上の枠の目1一般管理費、節12委託料のシステム改修委託料、節18負担金補助及び交付金の共同電算負担金、2番目の枠の目1市町村事務処理標準システム分、節18負担金補助及び交付金の市町村事務処理標準システム納付金の減額は、令和4年度に県クラウドに参加予定でした市町村事務処理標準システム導入を国が令和7年度までにガバメントクラウドに移行することとなったため、なったため、県クラウドへの参加を取りやめることとしたことによる関連費用の減額するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第31号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第32号

◎議長（徳永 正道君） 日程第6、議案第32号、令和3年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第2号

についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（尾鷹 一範君） 議案第32号、令和3年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第2号について提案いたします。令和3年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,073万6,000円と失礼しました。20億8,073万6,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

- 高齢福祉課課長（木下 尚宏君） それでは、議案第32号について説明いたします。予算書2ページを引き続き朗読いたします。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をするべきことができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為でございます。番号1、介護保険指定事業者等管理システム賃借につきましては、介護サービス事業所からの請求情報との突合審査を行うため、県国保連合会と同じシステムを利用するものでございます。次に、地域支援事業訪問型サービスA業務は総合事業の1業務で、訪問サービスの提供により、利用者の状態把握を適切に管理するもの。次の地域支援事業所事業、通所型サービス業務におきましては、通所サービスの中で利用者の状態維持と把握を適切に管理するものでございます。地域支援事業配食サービス業務は、総合事業対象者と要支援1及び2の方に対する配食によるより栄養改善と自立した日常生活の支援と安否確認を行うことを目的とした事業でございます。第1号介護予防支援事業業務は、要支援1または2に判定された方に対して、介護予防生活支援総合事業に係るケアマネジメント業務を居宅介護支援事業所に委託するもの。地域型サロン整備事業は介護予防に資する地域活動組織の育成支援を実施するものでございます。指定介護予防支援事業業務は、要支援1または2に判定された方に対して、要介護状態への移行を予防するための介護予防ケアマネジメント業務を居宅介護支援事業所へ委託するものでございます。地域包括支援センター、時間外対応業務につきましては、電話による夜間、休日の相談や問題を関係機関へつなげるなど時間外に発生する相談業務の充実を図るものでございます。最後に、任意事業、食の自立支援事業業務は、非課税世帯の要介護者に対し、食生活の改善を図りながら、在宅での生活支援と見守りを行うことを目的に委託するものでございます。8ページをお願いいたします。歳入になります。目3介護保険事業補助金、節1介護保険事業補助金、介護保険制度改正に伴う、システム改修補助金につきましては、介護認定申請者の様式変更への対応など、認定ソフト導入のシステム改修経費分に対する2分の1の国庫補助金でございます。下の枠、目1繰越金、節1繰越金につきましては、今回の補正予算の財源として繰越金で調整したものでございます。次のページをお願いいたします。歳出になります。目1一般管理費につきましては、歳入で説明いたしました。介護保険制度改正に伴う、システム改修費の国庫補助金の財源更正となります。目2償還金、節22償還金利子及び割引を地域支援事業交付金返還金につきましては、国県への返還金、次の枠、目1一般会計繰出金、節27繰出金、一般会計繰出金につきましては、町への返還金でいずれも一般会計補正予算の歳入で説明いたしました。平成29年度から令和元年度における、地域支援事業交付金の再精算分でございます。目1地域包括センター管理費、節12委託料、介護予防支援委託料は居宅介護支援事業所11か所に委託するケアマネジメント委託料になります。令和3年度の介護報酬改定に伴う増額が主な理由となります。人件費の補正につきましては、一般会計の折総務課長から説明があったとおりでございます。給与明細書につきましては次ページの11ページ以降に内容を掲載しております。説明は以上で終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第32号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第33号

◎議長（徳永 正道君） 日程第7、議案第33号、令和3年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第3号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第33号、令和3年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第3号について提案いたします。第1条令和3年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第3号は次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 林上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） それでは、議案第33号について御説明いたします。まず、2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条、令和3年度あさぎり町水道事業特別会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出第1款水道事業費用、補正前の額3億4,628万3,000円。補正額27万8,000円、計3億4,656万1,000円。債務負担行為、第3条債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。詳細につきましては、別途調査調書で説明させていただきます。3ページをお願いいたします。第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費、補正前の額、3,266万6,000円、補正額14万5,000円。計3,281万1,000円、詳細につきましては13ページをお願いいたします。補正予算説明書の収益的収入及び支出の支出でございます。目の3行目、1目原水及び浄水費、節1手当等につきましては、本年度上川北川南浄水場の停水対応を始め、須恵中央浄水場の取水量の減少等に伴い、職員による夜間、休日の復旧及び給水作業を複数回行っており、時間外手当が不足しておりますので、今後の停水対応など緊急の案件を想定しまして追加計上するものでございます。目の下段、1目支払い利息及び企業債取扱い諸費につきましては、令和2年度の借入れ予定額の償還利息分を当初予算計上時に前年度実績の0.3%で試算しておりましたが、本年3月の借入れ時点で0.5%となったために予算が不足しておりますので、追加計上するものでございます。5ページをお願いいたします。令和3年度あさぎり町水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金増加額3,007万3,000円。最下段の資金期末残高、5億5,650万7,000円となる見込みでございます。6ページをお願いいたします。6ページから8ページにかけまして、給与費明細となっておりますのでご覧いただきたいと思います。9ページをお願いいたします。債務負担行為に関する調書でございます。令和4年4月1日から業務が発生することから、年度内に契約事務を行う必要があるために計上するものでございます。水道施設監視システム情報配信サービス業務は、町内16か所の水道施設の監視情報システムの管理を行うものでございます。自家用電気工作物保安管理業務は、町内13ヶ所の浄水施設の電気工作物の点検、維持管理を行うものでございます。水道台帳システム保守業務は、水道の管路情報をシステムで管理するものでございます。総合行政システムサポート及び機器保守業務は、水道事業企業

会計システムの保守、サポートを行うもの及び水道メーター検針用機器の保守業務を行うものです。総合行政システム賃借は、水道事業企業会計システムの賃借を行うものでございます。10ページをお願いいたします。10ページから12ページにかけまして令和3年度あさぎり町水道事業予定貸借対照表でございます。10ページ、最下段の資産合計と12ページ最下段の負債資本合計はともに47億1,083万3,004円の見込みでございます。説明は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第33号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第34号

◎議長（徳永 正道君） 日程第8、議案第34号、令和3年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第34号令和3年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第1号について提案いたします。第1条、令和3年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 林上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） それでは、議案第34号について御説明いたします。まず、2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条、令和3年度あさぎり町下水道事業特別会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出、第1款下水道事業費用、補正前の額、5億8,611万2,000円、補正額248万2,000円、計5億8,859万4,000円。第3条、予算第4条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,427万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額338万3,000円。当年度分損益勘定留保資金2億254万1,000円。当年度利益剰余金3,835万1,000円で補填するものとするに改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。支出、第1款資本的支出、補正前の額4億5,971万9,000円、補正額630万円、計4億6,601万9,000円。3ページをお願いいたします。第4条、債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額は、次のとおり定める。詳細につきましては、別途調書で説明させていただきます。第5条予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費、補正前の額、2,463万6,000円、補正額40万円の減、計2,423万6,000円。詳細につきましては、13ページをお願いいたします。補正予算説明書の収益的収入及び支出の支出でございます。目の中ほどの3目簡易排水施設費、節9修繕費ですが、古草城区の草津山地区簡易排水施設につきましては、設置後24年を経過しておりまして、9月の定期点検で現水槽のポンプ2台に不具合が報告されたことから、今回ポンプ2台の更新を行うものでございます。14ページをお願いいたします。節の3枠目、節4報酬と下のほうの節8旅費につきましては、公営企業審議会委員の報酬、費用弁償について、本年度経営戦略策定に係る公営企業審議会を開催するにあ

たり、従来の委員を従来の6名から4名追加しまして、下水道事業会計から2回開催分の報酬、費用弁償を追加計上するものでございます。なお、追加の4名の委員の人選につきましては、既に就任の承諾をいただいております。14ページ、最下段の5目業務費、節10報償費につきましては、下水道に接続いただいた受益者の方々から分担金として13万円を納付いただいておりますが、一括納付された場合、1基分の6,500円を報奨金としてお支払いしております。当初予算で10件分を計上しておりましたが、本年度、新築による接続の御家庭が非常に増加しておりまして、見込みも含めまして24件分を追加計上するものでございます。節33排水設備助成金につきましては、主に新築による下水道への接続に伴う助成金ですが、当初予算で個人の新築20万円の16件分、事業所の新築4万円の2件分などで366万円を計上しておりましたが、新築の増加により、今回個人の新築分9件程度を見込みまして184万円を追加計上するものでございます。16ページをお願いいたします。1目污水管渠建設費、節19工事請負費ですが、住宅新築の際に、町のほうで公共污水ます設置工事を施行しているものでございまして、当初予算で40万円の10件分、400万円を計上しておりましたが、新築件数の増加によりまして、今回12件分630万円を追加計上するものでございます。6ページをお願いいたします。令和3年度あさぎり町下水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。令和3年度あさぎり町下水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金増加額700万6,000円の減。最下段の資金期末残高7,099万7,000円となる見込みでございます。7ページをお願いいたします。7ページから9ページにかけまして、給与費、給与費明細となっておりますのでご覧いただきたいと思います。10ページをお願いいたします。債務負担行為に関する調書でございます。マンホールポンプ維持管理業務は、町内に46ヶ所設置している下水道マンホールポンプの維持管理を行うものです。草津山地区浄化槽維持管理業務は、古草城区内の草津山地区に旧草津山地区に設置されている簡易排水処理施設浄化槽の維持管理を行うものでございます。施設監視システム情報配信サービス業務は、町内11ヶ所のマンホールポンプの監視情報システムの管理を行うものでございます。総合行政システムサポート及び機器保守業務は、下水道企業会計システムの保守サポート及び検針用機器の保守業務を行うものです。総合行政システム賃借は、下水道の公営企業会計システムの賃借を行うものです。ストックマネジメント管理システム使用料は、下水道管路等の台帳システムの使用料、サポート料となっております。11ページをお願いいたします。令和3年度あさぎり町下水道事業予定貸借対照表でございます。11ページ下段の資産合計と12ページ最下段の負債資本合計はともに107億5,965万5,956円の見込みでございます。説明は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第35号

◎議長（徳永 正道君） 日程第9、議案第35号、令和3年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第35号、令和3年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第1号について

て提案いたします。令和3年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。債務負担行為、第1条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第1表債務負担行為による。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 木下高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） はい、議案第35号について説明いたします。債務負担行為のみの補正となっております。3ページをお願いいたします。第1表、債務負担行為です。障害認定用機器賃借、職員用端末賃借、いずれも障害認定事務において使用するパソコン賃借と情報端末利用サービスに伴う債務負担でございます。期間及び限度額につきましては記載のとおりでございます。説明は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第35号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第36号

◎議長（徳永 正道君） 日程第10、議案第36号、令和3年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第2号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第36号、令和3年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第2号について提案いたします。令和3年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。債務負担行為、第1条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する公表することができる事項、期間及び限度額は第1表債務負担行為による。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 木下高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） 議案第36号について説明いたします。3ページをお願いいたします。第1表、債務負担行為です。球磨郡介護保険総合ネットワークシステム保守管理業務につきましては、構成9町村のネットワークシステムの保守管理業務でございます。次の球磨郡介護保険ネットワーク用機器賃借は、事務局と各町村用パソコンなどの賃借料となります。職員用端末賃借につきましては、情報端末利用サービスに伴う債務負担でございます。説明は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第36号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第37号

◎議長（徳永 正道君） 日程第11、議案第37号、あさぎり町ふれあい福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第37号、あさぎり町ふれあい福祉センターの指定管理者の指定について提案いたします。提案理由を申し上げます。指定の期間が満了するため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理候補者を当該施設の管理者として指定を行う必要がある。よって、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。議案第37号につきまして説明をいたします。2ページ目になります。あさぎり町ふれあい福祉センターの指定管理者の指定についてでございます。施設の名称、あさぎり町ふれあい福祉センター指定管理者所在地、あさぎり町岡原北929番地。名称、社会福祉法人あさぎり町社会福祉協議会指定の期間、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとなっております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わりますこれから討論を行います討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第37号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第12 諮問第1号

◎議長（徳永 正道君） 日程第12、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。お諮りします。本件はお手元に配付した意見のとおり、適任と答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は御手元に配付しました意見のとおり適任と答申することに決定しました。

日程第13 報告第15号

◎議長（徳永 正道君） 日程第13、報告第15号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第15号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。それでは報告第15号につきまして御説明いたします。まず本件につきましては、町の特別職職員の職務遂行上の事故に対する和解及び損害賠償の額を定めるものでございます。2

ページの専決処分書により説明いたします。専決処分を示す本文は省略させていただきます。本件の専決処分は、令和3年11月12日に行ったものでございます。次に、和解及び損害賠償の額について説明いたします。説明につきましては、ここに記載している方でございます。以降は、3ページからの説明資料により説明いたします。本件の当事者につきましては、あさぎり町消防団でございます。事故の発生状況といたしましては、令和3年10月17日午後1時25分頃、町道本町久鹿線上、あさぎり町免田東1,510番地3先において、町消防団員が運転する消防積載車がバックした際、後方確認を怠ったため、後方に停車していた相手方が運転する軽自動車に衝突し、車両を破損させたものでございます。なお、軽自動車の所有者は、2ページに記載のとおりでございます。事故の原因につきましては、まず消防団員が後方確認を怠ったことによるものでございます。事故の損害額は、車両修理額16万4,317円でございます。事故の責任割合につきましては、町100%、相手方0%でございます。次に、損害賠償額は16万4,317円でございます。この損害賠償の補填につきましては、町が加入します一般財団法人全国自治協会自動車損害共済により全額補填されるものでございます。和解事項といたしましては、町は相手方に対し、本件事故の損害賠償金を支払い、当事者双方は、今後本件に関して裁判上または裁判外において、一切の異議及び請求をしないことを誓約し、示談を成立させることといたします。最後に、町の対策でございます。まず消防団員再発防止のために、安全運転の周知指導を行ったものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、1点お尋ねします。今最後に対策ということで申されました具体的な指導をですね実は消防団の皆さんがですね、この前先日、昨日もですかね質疑あっておりました議論がございましたが、大変団員数の減少もあつたりとかいろんな厳しい環境の中で頑張っていたいておりますので、こういった事故はですね極力ないようにということが前提で申し上げたいと思いますが、私気になってるのはですね特に緊急倉庫、災害時の出動とかですね。そのときはやっぱりどうしても皆さん人間誰しもそのアドレナリンが出てですね、ついついそういうことで、時々よくあつてはならないんですが新聞報道等でやっぱりその緊急車両消防車を含めた事故等が発生しております。今回は物損事故でございますが、万が一人身事故等が発生してですね、その消防団の皆さん、御自身にもものすごくもう大きな影響が出ますし、当然町の管理責任も問われると思いますので、今、最後に指導をしていただいたということでございますが、具体的にどういう指導をしていただいたのかというのが特に私は言いました緊急走行のですね考え方をきちんとして災害時といえどもですよ、落ちついて運転をするというような発想でいかないかというようなことがかい間見てですね、火災のときに特にもうちょっと乱暴な運転と言えは言い過ぎかもしれませんが、そういうことも身請けられることが以前ちょっと私感じておりました。そういう視点で、今先ほどおっしゃいましたその指導というのはどういうふうにやられたかをですね、これ何遍も言いますと規定的に言ってるんじゃないくて万が一事故が発生したら、当事者である団員の方にもですね大きな影響があるということで、もう絶対こ防がなくてはいけないことと思ひましてあえてお尋ねをしております。

●総務課長（山内 悟君） 山内総務課長。はい、指導といいますと全団員を集めることは出来ませんので、幹部会を通してですね、こういう事例があつたのでということで指導を行っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告第15号を終わります。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。本定例日で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって条項字句数字その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長（徳永 正道君） 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和3年度あさぎり町議会第4回会議を閉会します。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

午後4時33分 閉 会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4 年 2 月 1 日

議 長 徳 永 正 道

署名議員 豊 永 喜 一

署名議員 山 口 和 幸